社会保険労務士白書

2021年版



はじめに

私たち社会保険労務士は、我が国の戦後復興期から高度経済成長期への移行期の1968(昭和43)年、産業構造の変化に応じて整備された労働社会保険制度の適正かつ円滑な施行に寄与するとともに、近代化する労務管理に関して生じる企業の様々な課題に対して、最適な解決に向けた専門的支援を行う国家資格者の制度として誕生しました。

以来半世紀を超えて、社会保険労務士法第1条に掲げる「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」ため、全国47都道府県会及び約44,000名の会員とともにその使命を果たすべく、日々取り組みを続けております。

昨今は、新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆる価値観や生活様式が大きく変化する中、私たちは「Beyond CORONA~変わりゆく世界 変わらない使命」というスローガンを掲げ、連合会ホームページ上に緊急特設ページを開設、同時に「新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル」を開設し、1社でも多くの企業と1人でも多くの労働者の雇用を守るため、雇用調整助成金の支給申請をはじめとした企業と労働者の方々の支援に全力を尽くしてまいりました。

また、新しい時代を迎え、変わりゆく世界の中において、我が国と社労士制度の未来を展望し、政府が掲げている働き方改革、デジタル化等の施策の推進を通じて、すべての国民のみなさまが安心していきいき働くことができる「人を大切にする企業」づくりと、「人を大切にする社会」の実現を目指していく所存であります。

この「社会保険労務士白書」は、昨年度から刊行を始め、社会保険労務士の現在の姿を 大局から俯瞰し、現状を適切に把握、分析することはもとより、将来のあるべき姿の道し るべとなり得るよう、斯界において重点的に取り組んでいるテーマを掲載することを心掛 けて制作致しております。

末筆ながら、この白書により、社会保険労務士制度について一層理解を深めていただく ことを祈念するとともに、発刊にご協力いただいた多くの方に御礼申し上げ、ご挨拶と致 します。

> 2021年12月 全国社会保険労務士会連合会 会長 大野 実

発刊にあたって

社会保険労務士の制度は、我が国社会が戦後の復興期を経て、高度経済成長期に、特に中小企業における労務管理の近代化に伴う労務指導の必要性の高まりといった社会的な要請を背景に、1968(昭和43)年に創設され、爾来50余年の間に、全国で約44,000名の会員を擁する労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家制度に成長しました。

この間の我が国経済社会を概観すると、高度経済成長期、バブル経済期とその後の平成不 況、そして、戦後最長と言われる好況期を経て今日に至りますが、労使関係という観点では、 経済のグローバル化の進展とともに、国境を越えた企業間競争が激化し、規制改革の進展に よる非正規等多様な働き方が広まることによって、日本の経済成長を支えた企業内労働組合 に見られる集団的労使関係から、企業と個別の労働者の関係へと劇的に変化を遂げました。

令和の新しい時代を迎えるに先立ち、我が国は超少子高齢化社会の時代に突入し、政府は国内総生産を維持するため、多様な人材の活用による「一億総活躍社会の実現」と、「働き方改革」の推進を施策として掲げました。

企業の、とりわけ我が国企業の99%以上を占める中小企業・小規模事業者においては、 労使関係の個別化によって複雑になった労務管理の対応、とりわけ職場のトラブルとその 解決に悩み、さらに人口オーナス社会で、企業経営を持続可能なものにするために欠かせ ない人材の確保、育成、定着という大きな課題に直面し、これに対応するため、働き方改 革とそれを実現するための事業のデジタル化に取り組むことを余儀なくされました。

社会保険労務士は、こうした我が国の激動の 50 年間に、地域の中小企業・小規模事業者の経営者とそこに働く従業員の間において、公正中立な立場で労務の指導を行い、その目的である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」を実践してきました。

こうした専門家の制度、しかも労働のみならず医療、年金、介護等の社会保険、更には福祉の分野を見据えた社会保障に関する高度の専門性を備えた社会保険労務士の制度は、世界に類を見ないものであり、研究者の視点からしても、彼らがその専門性を発揮して、これからの我が国社会の維持・発展にどのように貢献するのか大変興味深い対象となっています。

今般、社会保険労務士を取り巻く環境の変化、その役割について整理し、制度発展に向けた取り組みとともに、社会保険労務士の概要、連合会の活動報告等、多様な資料を掲載した「社会保険労務士白書2021年版」を発刊するに至り、社会保険労務士に対する国民の皆様のご理解が深まるとともに、社会保険労務士制度の更なる発展の一助になれば幸いです。

2021年12月 社会保険労務士総合研究機構 所長 村田 毅之

CONTENTS

巻頭特集	コロナ禍における社労士の取り組み。9
第1章	社労士制度発展に向けた取り組み
	1. 働き方改革への取り組み
	2. デジタル対応····································
	3. グローバルな課題への取り組み ······22
	4. 広報に関する取り組み26
	5. 国連グローバル・コンパクト活動29
	6. SDGs の普及促進への取り組み30
	7. 経営労務監査への取り組み32
	8. 学校教育への取り組み34
	9. 成年後見制度への取り組み36
	10. 職業倫理向上のために38
	11. 研修に関する取り組み40
	12. 社労士会労働紛争解決センター
	(総合労働相談所、職場のトラブル相談ダイヤル事業)41
	13. 社会保険労務士総合研究機構······42
	14. 街角の年金相談センター44
	15. 社会保険労務士賠償責任保険 福利厚生事業
	(全国社会保険労務士会連合会共済会)47
	16. 連合会が受託している主な委託事業48
	17. 災害対応
第2章	社会保険労務士について1. 社会保険労務士制度の沿革(概要)522. 登録状況543. 紛争解決手続代理業務試験の状況584. 社会保険労務士試験の状況60
第 3 章	組織・財政等
	1. 連合会の事業内容
	2. 都道府県会の事業内容65
	3. 地域協議会65
	4. 連合会の財政状況(公益事業)66
	5. 懲戒
第 4 章	関係資料等
	1. 直近のプレスリリース一覧72
	2. 設置委員会・部会一覧 (令和3・4年度) 73
	3. 都道府県社会保険労務士会一覧 82
	4. 街角の年金相談センター一覧83
	5. 著作物85

コロナ禍における社労士の取り組み

2020年、世界は「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」でこれまでの状況が様変わりした。 新型コロナウイルス感染症は、2019 年 12 月、中華人民共和国湖北省武漢市において「原因不明 のウイルス性肺炎」として初めて確認されて以降、国際的に感染が拡大した。世界保健機関 (WHO) は、2020 年 1 月 30 日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」、同年 3 月 11 日 に「世界的大流行 (パンデミック)」を宣言した。

日本では、2020年1月に国内初の患者が確認され、同年2月に指定感染症及び検疫感染症に指 定し、大規模イベントの中止、延期等の要請が行われるとともに、3 月に入ると小・中学校、高校 等に臨時休業が要請された。以降も、感染が急速に拡大し、同年4月7日には初めて7都府県を 対象に緊急事態宣言が発出(16 日には対象が全国に拡大)され、外出自粛要請と飲食店等に対す る休業要請が行われるなど、社会・経済活動は大きく制限されることとなった。

このように新型コロナウイルスの感染が全国に拡大し、多くの事業者が政府や自治体からの休 業要請、営業自粛に伴う臨時休業やイベント中止、学校の臨時休校に伴う対応などに直面し、ま た世界的な感染拡大に伴い、サプライチェーンの毀損・停滞や海外市場の低迷を招き、このこと によっても部品調達の遅れや操業縮小するなど、企業を取り巻く経営環境は一変した。

こうした状況の中、企業においては緊急融資や各種助成金等の政府支援策を利用しながら、資 金繰りや雇用維持のため懸命に経営努力しているものの長期化し、深刻さは日々増しており、現 在もなお、事業の維持・存続について予断を許さない状況が続いている。

2020 年は、この国難ともいえる状況の中、全国の社労士が「Beyond CORONA」、「1 社でも多 くの事業主と1人でも多くの雇用を守る」をスローガンに立ち上がり、雇用調整助成金の申請支 援をはじめとする政府からの要請に応えながら、労働社会保険諸法令を扱う国家資格者としての 社会的使命を果たすため奔走し続けた年であり、その闘いは今も続いている。

一方、感染拡大を機に、今後は新型コロナウイルスと共存する世界となり、業種や規模を問わ ず、全ての企業が感染予防を踏まえた企業活動への対応が求められ、企業による「新たな生活様式」 に沿って対応することが余儀なくされた。

また、労働者、取引先等の立場からみた場合でも、生活様式が見直され、例えばテレワークや 時差出勤などの柔軟で多様な働き方の導入が加速的に進んだ。

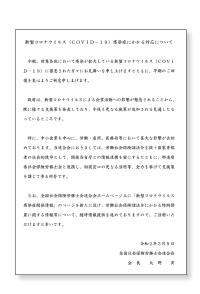
巻頭特集では、今般の国難に際し、国家資格者の使命として社労士あるいは全国社会保険労務 士会連合会(以下「連合会」という。)の取り組みを振り返ることとしたい。

1. 連合会トップの声明・メッセージ発信

連合会では、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴う企業活動への影響が懸念され、雇 用に関する問題が表面化してきたことを受け、2020年3月9日に「新型コロナウイルス(COVID-19) 感染症にかかる対応について」と題した会長声明をリリースし、労務管理及び労働社会保険諸法 令を扱う国家資格者としての社会的使命を果たすべく、関係各省庁や都道府県会と連携し、各種 支援策を講じることを表明した。

また、世界中に感染が拡大し、日本国内においても政府や地方自治体が不要不急の外出自粛を 求める中、それに伴い、企業活動にも甚大な影響が顕著にあらわれ始めた時期の2020年4月3日 に「今こそ「人を大切にする企業づくり」の実践を〜新型コロナウイルス感染症拡大に負けず、雇 用を維持し、持続可能な経営を実践するために~」の会長メッセージを発信した。本メッセージでは、 1 社でも多くの事業主と 1 人でも多くの労働者の雇用を守るため、「経営者の皆様にご活用いただき たい全国社会保険労務士会連合会の取り組み」として、以下のとおり、支援策の方向性を4つ示した。

- 1. 政府、公的金融機関等に関する情報サイトの開設
- 2. 経営者向け労務管理セミナーコンテンツの配信
- 3. テレビ会議システムを活用したセミナー、相談会の開催
- 4. 新型コロナウィルス感染症対応に関する無料電話相談窓口等の開設



2020年3月9日付会長声明



2020年4月3日付会長メッセージ

2. 連合会ホームページに「新型コロナウイルス感染症関係情報」緊急特設ページを開設

国民全体にいち早く、政府の新型コロナウイルス感染症及び労働・社会保障関連情報及び連合 会の各種施策を届けることを目的に、特設ページを開設した。



3. 新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル開設

2020 年 3 月 12 日より、従来から行っている「職場のトラブル相談ダイヤル」に併設して「新 型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル」を開設した。助成金・給付 金関係、休業補償関係、休業関係及び感染症を理由とする解雇・雇止め・退職に関する相談内容 が上位を占めた。

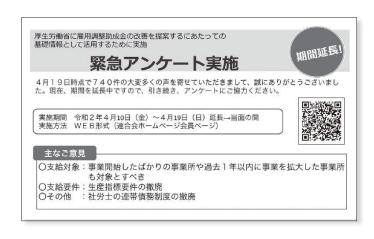




4. 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケートの実施

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症により休業等を余儀なくされた事業主を支 援するため、雇用調整助成金の特例措置を設ける等、支援内容を拡充したが、同助成金の申請に あたっての課題等もあがってきた。これらの状況を踏まえ、連合会では、厚生労働省あてに同助 成金の改善を提案するにあたっての基礎情報として活用することを目的に、現場を熟知する社労 士に向けて、2020年4月10日~19日の間で同助成金に関する課題や要望を広く受け付けるため の緊急アンケートを実施したが、想定を上回る反響で、再延長の締め切り(5月17日)までに、 913件(延べ)と多くの回答が寄せられた。

主な意見としては、①支給対象として、事業開始したばかりの事業所や過去1年以内に事業を拡 大した事業所も対象としてほしい、②同じく支給対象として、「取締役」などの会社役員や個人事 業主、家族従業者も対象としてほしい、③新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、生 産指標要件を撤廃してほしい、④法定帳簿類の未整備などが散見される小規模事業者からの依頼 について、不正受給による社労士の連帯債務制度があるため、リスクを冒した対応ができないた め撤廃してほしい、⑤窓口毎によるローカルルールを撤廃してほしい、⑥助成金センター等、窓 口の電話がつながりにくい状況にある、⑦要件やマニュアルが頻繁に変更されるため、利用者側、 窓口側双方に混乱をきたしている、⑧雇用調整助成金の電子申請化等があがった。貴重な現場の 声として、厚生労働省にお伝えし、雇用調整助成金の要件緩和等がなされるなど問題の改善につ なげた。



5. 社労士による雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金及び支援金の解説動画配信

(1) 雇用調整助成金に関する解説動画配信(一般向け)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇 用調整助成金の特例を拡充し、同助成金の利用を促していたが、多くの事業主が同助成金を知 らない、あるいは要件の確認、添付書類の不備等、申請に際し、苦慮している状況にあった。 連合会としては、会長メッセージに基づき、1社でも多くの事業主と1人でも多くの労働者の 雇用を守る取り組みを進めるため、同助成金が広く行き届くよう正確な情報提供や周知広報に 努めることとし、連合会独自施策の1つとして、同助成金の解説動画を作成し、2020年4月 21 日に国民の皆様がアクセスできるよう、連合会ホームページにおいて同助成金の解説動画及 び関連資料を公開した。

なお、経営者団体をはじめ、事業主の皆様に積極的に利用いただくため、動画のリンク先を 公表し、資料についても、どなたでもダウンロード可能な形とした。

また、宿泊事業者から、「雇用調整助成金の中身がよくわからない」、「必要な書類を把握し ておらず、何度も窓口に行くことになってしまう」等の声が寄せられたことを背景に、観光庁 からも同助成金の解説動画作成にかかる協力要請があり、観光庁及び連合会ホームページにて、 宿泊業等観光業編として解説動画を作成し、配信した。

(2) 雇用調整助成金に関する解説動画配信及びQ&A(社労士向け)

雇用調整助成金については、過去、全国的に社労士が取り扱ったのは 2008 年のリーマン ショックの時であり、社労士によってノウハウが偏在している等の実情に加えて、新型コロナ ウイルス感染症に伴う特例が出され、要件が緩和される等の新たな展開もでてきており、社労 士にとっても、それを踏まえた知識習得も必要と考えた。そこで、2020年4月22日に社労士 向けの解説動画及び関連資料を、全ての社労士がアクセスできる、連合会ホームページ会員ペー ジに公開した。

また、厚生労働省が公表している Q & A ではなく、多くの社労士が疑問に持つことをピック アップし、より実務に則した Q & A が必要であるとの認識から、相談頻度の高い業種と相談内容 等を整理し、社労士の相談対応の質及びスピードの向上を図るとともに、併せて労働局及びハロー ワークの電話回線混雑緩和に資するため、連合会会員専用サイトに社労士向けの雇用調整助成金 Q&Aを作成・公開するとともに、政府の制度改善・変更に即時対応すべく更新を行った。

(3) 小学校休業等対応助成金及び支援金解説動画配信(一般向け)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合 等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、 正規・非正規を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金 を創設し、また、同様の理由により、小学校等に通う子どもの世話を行うため、契約した仕事 ができなくなっている子育て世代を支援するための新たな支援金も創設した(以下「小学校休 業等対応助成金及び支援金」という。)。新設された制度であるため、書類の書き方などにつ いて、数多くのお問い合わせがあることから、厚生労働省では、国民向けに小学校休業等対応 助成金及び支援金の解説動画を配信することとなり、連合会あてに本動画の講師依頼があった。 連合会としては、前述の雇用調整助成金と同様の方針であることから、これに積極的に協力し、 厚生労働省ホームページに解説動画及び関連資料が公開されるとともに、4月20日に国民の皆 様がアクセスできるよう、連合会ホームページにおいても同様に公開した。

雇用調整助成金と同様、積極的に利活用いただくため、動画や動画のリンク先を公表し、資 料についても、どなたでもダウンロード可能な形とした。

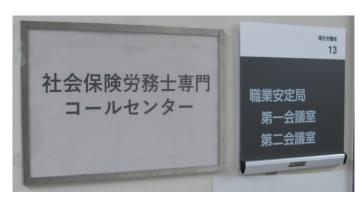
全国社会保険労務士会連合会

新型コロナウィルスによる 雇用関係助成金①制度概要

用調整助成金の概要をご案内しま

6. 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンターの開設

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用調整助成金等コールセンター、ハロー ワーク等の機関に対して、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に係る専門的かつ詳細な問い 合わせが多数寄せられていることから、事業主への迅速な支給決定に繋げるため、専用コールセ ンターを 2020 年 5 月 18 日に省内に設置した。





7. 今後に向けて

社労士として、新型コロナウイルスとの共存を見据えた「新しい生活様式」に対応した事業継 続・雇用維持に向けて、今後も労働社会保険諸法令を扱う唯一の国家資格者として社会的使命を 果たすべく、国民に寄り添った支援を引き続き行う。

特に、コロナ禍でキーワードとなった「デジタル社会への転換」やテレワークをはじめとする「働 き方改革」の観点から、社労士が中小企業・小規模事業者に対し、新しいビジネスモデルを提案 するなど、人の心に寄り添い「人を大切にする企業」づくりの支援を通じた「人を大切にする社 会」の実現に向けて、国難を乗り越えたその先の新しい未来を社労士とともに創り上げるという 姿勢で活動を展開していく。

〈新型コロナウイルス発生~2020年度連合会通常総会までの取り組み等〉

年月日	海外・国内・連合会の動き
2019.12.31	中国から WHO へ原因不明の肺炎発生の報告
2020.1.15	神奈川県内にて日本で初めての感染例を確認
2020.1.23	中国が武漢を閉鎖
2020.1.30	WHO が「緊急事態」を宣言
2020.2.11	WHO が新型コロナウイルス感染症の正式名称を「COVID-19」と命名
2020.2.25	日本政府が新型コロナウイルス感染症の基本方針を発表
2020.2.26	日本政府が今後2週間の大規模イベントの中止、延期又は規模縮小等を要請
2020.2.27	日本政府が3月2日から春休みまで、全国全ての小学校・中学校・高校などについて、臨時休校を行うよう要請
2020.3.6	PCR 検査の公的医療保険適用の開始
2020.3.6	(連合会)「新型コロナウイルス感染症関係情報」緊急特設サイトの開設

2020.3.9	(連合会) 会長声明
2020.3.10	日本政府が新型コロナウイルス感染症を「歴史的緊急事態」に指定すると表明
2020.3.11	WHO が「世界的大流行(パンデミック)」を宣言
2020.3.12	(連合会) 新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤル開設
2020.3.13	新型インフルエンザ対策特別措置法改正が成立。14日施行で、内閣総理大臣による「緊急事態宣言」が可能になる
2020.4.3	(連合会) 会長メッセージの表明
2020.4.7	特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)
2020.4.10	(連合会) 社労士向け雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケートの実施
2020.4.16	緊急事態宣言の対象地域を5月6日までの期間、全都道府県に拡大
2020.4.20	(連合会) 小学校休業等対応助成金及び支援金解説動画配信※厚生労働省からの依頼
2020.4.21	(連合会) 雇用調整助成金に関する解説動画配信
2020.4.22	(連合会) 社労士向け雇用調整助成金に関する解説動画配信及び Q & A の作成・公開
2020.5.1	(連合会) 雇用調整助成金に関する解説動画配信※観光庁からの依頼
2020.5.4	緊急事態宣言の期間を 5 月 31 日まで延長することを決定
2020.5.8	(連合会) 雇用調整助成金に関する解説動画配信※厚生労働省からの依頼
2020.5.18	(連合会)雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンター※厚生労働省からの依頼

〈日本経済新聞掲出広告〉



変わりゆく世界。変わらない使命。

2020年、このわずか数か月の間に、 私たちの働き方や文化、価値観など、 すべてのあり方や考え方が大きく変わっていきました。

私たち社労士は 労働と社会保険制度の専門家として、 さまざまな企業や働く人たちへの 支援を続けてきました。 しかしいま、働く環境が大きく変化し、 多くの人々がその影響に悩まされています。 こんな時にこそ、 社労士の真価が問われていると感じます。

働く人の心に寄りそうこと。 そのご家族にまで、想いをはせること。 この世界を取り巻く環境がどんなに変わるうとも、 私たち社労士の使命が変わることはありません。

一社でも多く、企業の経営を維持し、 一人でも多く、働く人たちの生活を守り、 このかつてない危機をともに乗り越えていくために。 企業の労働・雇用に関する適切なアドバイスや 助成金申請の支援などを通じて、 これまで以上に全力で使命を果たしてまいります。

Beyond CORONA

社 労 士

『Beyond CORONA』特徴ページでは ショートムービーや新型コロナウイルス対応の 相談ダイヤル等をご紹介しています。



第章

社労士制度発展に向けた取り組み

- 1 働き方改革への取り組み
- 2 デジタル対応
- 3 グローバルな課題への取り組み
- 4 広報に関する取り組み
- 5 国連グローバル・コンパクト活動
- 6 SDGs の普及促進への取り組み
- 7 経営労務監査への取り組み
- 8 学校教育への取り組み
- 9 成年後見制度への取り組み
- 10 職業倫理向上のために
- 11 研修に関する取り組み
- 12 社労士会労働紛争解決センター(総合労働相談所、職場のトラブル相談ダイヤル事業)
- 13 社会保険労務士総合研究機構
- 14 街角の年金相談センター
- 15 社会保険労務士賠償責任保険 福利厚生事業(全国社会保険労務士会連合会共済会)
- 16 連合会が受託している主な委託事業
- 17 災害対応

働き方改革への取り組み

連合会における働き方改革への取り組みとして、2021年4月1日から正規雇用労働者(無期 雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働 者)の間の不合理な待遇差の解消を目指す、いわゆる同一労働同一賃金のうち、パートタイム・ 有期雇用労働法の中小企業への適用が予定されていた(いわゆる同一労働同一賃金に関する法改 正については労働者派遣法改正及びパートタイム・有期雇用労働法(大企業への適用)はいずれ も 2020 年 4 月 1 日施行) ことから、2020 年度は、企業の対応が最終段階に移る 1 年と想定され ていたため、主に社会保険労務士(以下「社労士」という。)が同一労働同一賃金の法律及び制度 の趣旨を正しく理解し、企業に対し、的確かつ実用的な支援を行うことができるよう、またテレ ワークを中心とした多様で柔軟な働き方の一層の定着を目的とした働き方改革フォーラム及びセ ミナー等について、当初、全国の複数箇所において開催するなど具体的な施策を実施する予定で あった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当初設定した目標、実施形態等 について大幅に見直すことを余儀なくされたことから、このパンデミックを契機に連合会とし て「Beyond CORONA」を掲げたことを踏まえ、ニューノーマルに向けた機運を一気に進め、社 労士が企業の働き方改革を支援する専門家であり、企業における取組みを的確に支援できること を内外に示すため、厚生労働省及び総務省の後援を受け、連合会初のオンラインイベントとして、



Beyond CORONA 働き方改革フォーラム (チラシ)

「Beyond CORONA働き方改革フォーラム― 社労士と考えるコロナの向こうの新しい働き 方一」を、2020年10月21日から23日まで の3日間にわたり実施し、当日参加を含め延べ 3,692 人が視聴した。また、同年 11 月 19 日か ら 2021 年 3 月 31 日までオンデマンド配信を行 い、全コンテンツで合計 404,871 回再生された。

このように、企業向けフォーラムをオンライ ンで実施したことにより、従来の会場を使用し た集合型フォーラムと比較し、時間、場所及び コストの面から全国からのアクセスが容易とな り、新たな展開を切り開くことができたところ である。

また、連合会の今後の事業展開を検討するに あたって、「新しい生活様式」を意識し、定着 化を図る必要があることから、オンラインによ る広報を検討し、Yahoo! トップページのブラ ンドパネルスクエア広告も実施した。

Beyond CORONA 働き方改革フォーラム-社労士と考えるコロナの向こうの新しい働き方-(オンデマンド配信、2020年11月19日~2021年3月31日)

講義名

Beyond CORONA の働き方

―「働き方改革」とその先にあるもの

オンデマンド限定公開【Q&A】

コロナの向こうの職場づくり

―企業文化づくりがキーワード

実例に学ぶテレワーク、同一労働同一賃金など働き方改革の進め方 社労士によるクライアント及び自身の事務所における対応事例

テレワークで変わる働き方

―テレワークの最新動向と総務省の政策展開

BCP 対策だけじゃない テレワーク導入・定着のポイント (労働時間、費用負担、就業規則等)

オカムラ働き方改革 "WiL-BE"

―テレワークの実践事例とこれからの働き方・働く場とは―

幸せな働き方とテレワーク

―マネジメントやコミュニケーションの在り方

会社と社員の幸せを両立させるテレワーク推進とは

【パネルディスカッション】

コロナの向こうの新しい働き方のつくり方

~ニューノーマル時代の働き方改革フェーズ || の対応策

2 デジタル対応

I. デジタルへの取り組み

政府のデジタル・ガバメント閣僚会議においては、社会保障の公平性実現及び行政の利便性向上・運用効率化等に資するため、デジタル社会の実現を目指し、その基盤となるマイナンバーカードの普及・利便性向上に関する検討が進められていた。

このような社会情勢を背景に、連合会は、『月刊社労士』2020年12月号に連合会会長からのメッセージとして、①社労士は社会保障を担う専門家としてマイナンバー制度の普及を推進すること、②全国の社労士を通じて、国民の皆様が健康保険被保険者証機能をマイナンバーカードに登録するための導入支援を行うこと、を宣言するとともに、動画によるメッセージ配信を行った。

マイナンバーカードは将来的に国民一人ひとりの大切な情報を連携するハブ(結節点)となることから、2021年に社労士の専門分野である健康保険法に基づく健康保険証機能がマイナンバーカードに登録されることを契機に、社労士が顧問先等におけるマイナンバーカードの相談等に対応することが求められるところである。このことは、顧問先等との信頼関係を将来に向かってより一層深く築くことを可能とすると考えられることから、これを実現するための手段のひとつとして、社労士がマイナンバーカードを自ら取得し、健康保険証登録を行うことを推進するために、会員のマイナンバーカード取得状況に関するWEB調査を実施した。その結果、2020年12月の第1回調査ではマイナンバーカード取得率77.8%、2021年3月の第2回調査では83.3%といずれも高い取得率となった。

Ⅱ. デジタル改革関連法成立に伴う対応

2021年5月12日、「デジタル改革関連法」が参議院本会議で賛成多数により可決成立し、同年9月1日施行として、デジタル庁の設置及びデジタル改革の具体的な施策が法制化された。

デジタル改革関連法のうち、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」では、国家資格関係事務のマイナンバー利用及び情報連携の拡大が図られ、社労士を含む、社会保障・税・災害等に係る32の国家資格がその対象となった。これに対応するため、政府は、2024年度にサービス開始を計画する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を構築することとし、連合会においても、登録事務の見直し及び会員マイページの構築に向けた工程表(ロードマップ)の策定に着手している。

Ⅲ. コロナ禍におけるデジタル対応

2021年3月23日に、連合会主催の「デジタル強靭化時代の人事労務戦略フォーラム」を厚生 労働大臣及びデジタル改革担当大臣参加のもと WEB で開催し、一般から3,551人の参加者を得た。フォーラム内のディスカッションでは、人口減少社会の課題解決策として、デジタル化による多様な働き方の実現、これにふさわしい人事労務戦略が不可欠であり、これが企業の生産性向上、ひいては国民の経済活動の円滑化をもたらす好循環に繋がることを、参加者全員で共有した。また、

フォーラム全体を通じ、社労士は人事労務戦略の専門家であり、人手不足問題に象徴される人口 減少社会の課題を乗り越えるために企業に寄り添うことのできる資格であることについて、関係 各方面に広く理解されるに至った。

また、連合会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、社労士業務のオンライン化が喫緊 の課題であるとの認識のもと、「工夫次第で現状の事務所のままでもできる効率化モデル」を公表している。



「デジタル強靭化時代の人事労務戦略フォーラム」の様子

Ⅳ. オリンピック・パラリンピックに備えた情報セキュリティ対応等

連合会では、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、過去の競技大会のサイバー 攻撃の事例を参考に、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の協力を得て、開催期間中のサイ バー攻撃に備え、会員及び当該会員の顧問先等への情報提供を図ることで中小企業の情報セキュ リティ・インシデント防止に寄与した。

個々の社労士事務所の情報セキュリティについては、自治体で定める水準と同程度以上である ことを証明するための SRP II 認証制度(※)への加入勧奨を継続し、2021年3月末現在において 1,725 件の認証に至っている。

また、連合会内の情報セキュリティを堅実なものとするため、国の行政機関等が採用する「政 府統一基準」に則り、テレワーク時の情報セキュリティ対策を含んだ「連合会情報セキュリティ ポリシー」を改訂している。

(※) SRP II 認証制度とは

「個人情報保護法」及び「行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人情報及 び特定個人情報(マイナンバー)の取扱いを遵守する社労士事 務所を対象に連合会が認証する制度。2017年の改正個人情報 保護法の施行により同法の適用範囲が全事業所に拡大されたこ と、また、プライバシーマークについては、いわゆる一人事務 所が認定の対象外であることから、社労士事務所の規模に関わ らず対応できる SRP II 認証制度のニーズは益々高まっている。



認証番号:1234567

3 グローバルな課題への取り組み

I. 国際交流活動への取り組み

連合会は、2007年に韓国公認労務士会との間で「社会保険労務士・公認労務士制度に関する情 報交換、調査、研究」等7項目からなる交流協定書を締結した。連合会として国際化・グローバ ル化活動が本格化したのは、2008年に連合会初の国際イベントである「社労士制度創設 40 周年 記念国際シンポジウム」において、「国際活動推進宣言」を行ったことがスタートとなる。

近年では、2018年に社労士制度創設50周年記念事業として、「国際社労士シンポジウム&日本 の社労士制度に関する国際ラウンドテーブル」を開催し、国際労働機関(以下「ILO」という。)、 労働コンサルタント全国協議会(イタリア)、労働法専門家全国連合会(ルーマニア)、公認労務 士会(韓国)、BPJS 雇用(インドネシア)といった社労士類似制度を持つ国々の参加により、連合 会との間でパネルディスカッション等を行った。後半の日本の社労士制度に関する国際ラウンド テーブルでは、前者に加えて、タイ社会保障局、マレーシア社会保障機構、駐日ベトナム社会主 義共和国大使館を加えた8カ国により、社労士制度が導入されていない各国の状況を確認し、今 後の社労士制度導入の可能性について意見交換を行った。

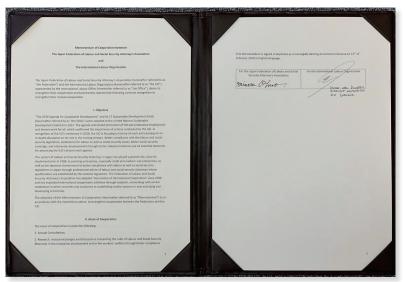
また、他国への社労士制度導入支援事業も展開しており、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」 という。)による「インドネシア版社労士」プロジェクトにおいて、現地調査における調査員派遣 や本邦研修などを通じ、社労士制度を紹介し、インドネシアに合った形での社労士制度導入支援 を行った。2017年にはインドネシア版社労士である「プリサイ(労働保険・年金)」「カデル JKN(健 康保険)」が本格導入され、同年 12 月にはインドネシア BPJS 雇用との間で、インドネシア版社労 士の育成、技術協力、研究等に関する包括的な協定を締結した。その後、2020 年 10 月にインド ネシア社会保障審議会令で、インドネシア版社労士として「アゲナリス」が制度化された。これは、 従来のプリサイ、カデル JKN が統合したもので、労働保険・医療保険全般を網羅するものである。

さらに昨今では、世界において SDGs(持続可能な開発目標)が掲げられ、持続可能で多 様性と包摂性のある社会の実現が叫ばれており、まさに社労士制度は、持続可能な労働社会 保険制度の実効性を担保するためにも、世界に必要とされる普遍的な役割を持っていると考 えている。今後も人事労務管理分野において社労士のような専門家が関与することは、国内 外を問わず極めて重要であると考えている。また、グローバルスタンダードが進み、外国人 材の受け入れが続くと想定されるため、グローバルへの対応について積極的に推進する考え である。

Ⅱ. 直近の取り組み

1. ILO との覚書 (MOC) 締結

2020 年 3 月に国際労働機関(ILO)(スイス・ジュネーブ) との間で、労働法及び社会保障制度 に関する専門的なアドバイスを提供する社労士制度の世界的な普及を通じて労働・社会保障関連 法令等の遵守向上を図るとともに、全ての人のディーセント・ワーク(働きがいのある人間らし



ILO との MOC (覚書) (2020 年 3 月 23 日)



世界労働専門家協会の会則 (2019年6月22日創設)

い仕事)の実現をもって「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に寄与することをめざすべく、 覚書を締結した。

現在、様々な局面で相互に協力して事業を行う方向で調整を進めている。

2. 世界労働専門家協会の創設

ルーマニア・労働法専門家全国連合会からの招待により、2019年5月3日から9日、ブカレス トで開催された「労働法専門家国際サミット」及び「国際会議」に参加し、労働問題や高齢化に よる労働力減少について講演を行った。

また、同会議の参加6カ国(ルーマニア、イタリア、スペイン、カナダ、韓国、日本)で世界 労働専門家協会設立に向けた議論を行い、同年6月19日から23日にイタリア・ミラノで開催さ れた、イタリア・労働コンサルタント全国協議会主催の「労働フェスティバル」において、世界 労働専門家協会が創設されることとなり、調印を行った。

同協会においては、本来であれば毎年対面でサミット等を開催し、各国の問題意識の共有等を 図っていく予定であったが、コロナ禍により国際間の移動に大きな制約があることから、各国に おいて会議が開催される場合には、連合会よりビデオメッセージを送る等、様々な形で相互交流 を継続している。

3. 国際社会保障協会(ISSA)への加盟

2019年10月14日から19日にかけてベルギー・ブリュッセルにおいて開催された国際社会保 障協会(以下、「ISSA」という。)主催の ISSA 世界社会保障フォーラムに参加。14 日に行われた総 会にて、2020年4月より連合会が準会員として加盟することが承認された。

その後 11月 20日から 24日にかけてマレーシア・クアラルンプールにおいて開催された世界社 会福祉カンファレンス参加時には、マレーシアの社会保障機構(SOCSO)の CEO、勤労積立基金 の戦略管理長と社労士制度について意見交換を行った。さらに、2月18日から20日にかけてク

アラルンプールで開催されたマレーシアの社会保障機構(SOCSO)主催の ISSA セミナーにも参加 した。

その後、連合会は、2020年4月1日に ISSA に準会員として加盟した。今後、国際的な場での社 会保障制度における社労士の有用性についての情報発信の場として期待される。

また、今回の加盟を機に ISSA が保持している各国の社会保障制度の概要や動向等の情報サービ スへのアクセスが可能となり、社労士が直接アクセスできるように連合会ホームページの会員専用 ホームページに ISSA の情報サービスへの入り口となる「My ISSA」の登録ページを整備した。



ISSA 世界社会保障フォーラム風景

4. インドネシアにおける社労士類似制度 (Agenalis: アゲナリス) への支援

JICA によるインドネシアにおける社会保障制度適用促進等への支援については、新型コロナウ イルス感染拡大の影響もあり、両国間の往来が叶わない中、WEB 会議システムを使用して、イン ドネシア政府幹部等を対象にオンライン講義等を行っている。

また、インドネシア社会保険実施能力強化プロジェクトの終了を受けて、インドネシア社労士版 社労士制度国別研修への支援として、インドネシア政府幹部等を対象にオンライン講義等も行って いる。

5. 外国人材受入れ拡大に向けた対応

外国人材受入れの支援に関して、具体的には外国人材雇用を予定する企業に対する支援として、 2021年2月17日に「外国人材雇用管理セミナー~社労士と目指す外国人材の活用と企業成長~」 を厚生労働省及び独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)の後援並びに経済産

業省の協力を受けてオンラインセミナーを開催し、当日 1,126 人が視聴し、同年 3 月 31 日まで収 録内容をオンデマンドにて配信した。

外国人材雇用管理セミナー~社労士と目指す外国人材の活用と企業成長~ (オンデマンド配信、2021年3月11日~3月31日)

講義名 外国人材の労務管理のポイント(総論) 外国人材の労務管理のポイント(実務) 地域社会における外国人財活用について 高度外国人材活用について (JETRO)

さらに、外国人材受入れ後の定着に資するため、社労士のアドバイスが企業の採用力強化及び 活性化に繋がった事例を紹介する「外国人材雇用に関する事例集」を作成し、セミナー特設サイ ト及び会員専用ホームページにおいて公開した。



外国人材雇用管理セミナーの様子



社会保険労務士白書 2021年版 25

広報に関する取り組み

コーポレートコピー「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」の 理念のもと、社労士の業務と社労士会の施策の周知及び"社労士"というブランド力を高めるため の広報施策を展開している。



I. 社労士制度推進月間

1993年より社労士制度の理解促進と認知度向上を図ることを目的として、毎年10月を「社労 士制度推進月間」と定め、都道府県会において、①雇用・労働・年金等に関する無料相談会の実施、 ②事業主や総務・人事担当者等対象の「社労士会セミナー」の実施、③ノベルティグッズを活用 した PR 広報、④関係団体、メディア媒体への PR 広報を行っている。連合会は広報支援物・セミナー 資料作製、日本商工会議所等への協力依頼、連合会ホームページ及び SNS への情報掲載等を行っ ている。

Ⅱ. 対外的な広報

社労士の認知度向上のためには、めまぐるしく変化する我が国の社会情勢を的確に捉え、都度、 「誰に・何を・どのような方法で」発信すべきかについての検討を行い、時宜に即した広報事業を 展開することが求められている。

近年はスマートフォンの爆発的な普及に伴って影響力の拡大している動画サービスや SNS を中 心に、事業主、一般就労者、学生等、各ターゲットに合わせたコンテンツを制作しているところ である。

また、全国的な広報事業の速やかな展開を図るべく、「全国広報担当者会議」を実施するとともに、 連合会・都道府県社会保険労務士会間の情報連携を強化している。

コンテンツ (直近3年間)

『パパの選択』【WEB アニメ】

働き盛りの男性を主人公に、仕事と家庭の両立を実現していく WEB アニメ





【視聴先】https://youtu.be/AiRMtNWj6Y8

「それぞれの選択」【WEBアニメ】

それぞれの環境下で葛藤する人々と社労士の役割を描いた3本の

WEB アニメ		
「それぞれの生活(くらし)~百合の選択~」 【視聴先】https://youtu.be/ENhj1iFKBm8		
「あたらしい自分 〜社長の選択〜」 【視聴先】https://youtu.be/rAGqgSRXaFs		
「あたらしい挑戦 〜社労士の選択〜」 【視聴先】https://youtu.be/PqxbQLx89dc		
ナナイロニヒカル【WEB マンガ】 「漫画で読む、「人を大切にする」働き方改革」と題して、全6話配信。 【視聴先】https://www.sr-message.jp/comic/	回票務 B 受料契何 回题转换	「人を大切にする」 当たり前のことが、当たり前であるように。 ************************************
"自分にぴったりな"働き方とは?仕事選びの第一歩 【WEB コンテンツ】 これから就職活動をはじめる学生をターゲットとし、株式会社マイナ ビ「学生の窓口」とタイアップした WEB コンテンツ。 【視聴先】https://www.sr-message.jp/gakusei/choice/		"自分にぴったりな" 働き方とは? 仕事選びの第一歩
桃太郎【WEB コンテンツ】 学生アルバイトに関するトラブル相談の広報として大学学食トレイに出稿した広告(桃太郎)デザインを用いてポケットティッシュや特設ページを作成。 【視聴先】https://www.sr-message.jp/momotaro/		辞めたいなら、 代わり探してきて。 …。

Ⅲ. 連合会ホームページ・ 公式 SNS 広報

社労士制度、連合会及び都道府 県会の取り組み等を適時にイン ターネットで配信するとともに、 連合会ホームページ及び公式 SNS の更新を随時行っている。



全国社会保険労務士会連合会ホームページ https://www.shakaihokenroumushi.jp





YouTubeチャンネル:全国社会保険労務士会連合会 https://www.youtube.com/channel/UCK2vO47SpMmenSDfcHT0jrw



Ⅳ. 機関誌

連合会発足以来、連合会の施策及び社労士に必要な情報を全国 の会員に直接伝達することを目的として、機関誌の発行を行って いる。

発行当初は『月刊社会保険労務士』(B5 判、縦書き)として刊 行するとともに、労働社会保険諸法令の改正時には随時、臨時増 刊号を発行して会員の便に供した。また、1983年から 1998年 まで労働省・社会保険庁から関係行政機関に通達される文書のう ち、社労士に必要な文書、関係資料を収録した『労働社会保険関 係資料速報』を刊行していた。



1996年から2000年には、社労士業務の向上に資するため、

労働社会保険諸法令又は労務管理等の業務についての自主研究等の研究論文を募集し、優秀論文 の発表・表彰を行い、1996年から1999年までそれぞれ入選論文集(『月刊社会保険労務士』臨時 増刊号)を発行した(2000年は『月刊社会保険労務士』に入選論文を掲載)。

その後、会員向けの業務関連情報の発信をより効果的に行うため、同誌の全面的リニューアル を行い、2011年1月号より『月刊社労士』(A4判、横書き、2021年3月号発行部数47,130部) として発行している。

V. メールマガジン

2017年6月よりメールマガジンを随時発行し、会員を対象に積極的な情報展開を行っている。 メールマガジンは3種類あり、それぞれの内容と登録数は以下の表のとおりである(登録数は 2021年3月現在のもの)。

種別	内容	登録数
連合会情報	連合会主催の研修・イベントの情報、研修システムの新規講座情報、社 労士業務支援ツールに関する情報、共済会からのお知らせ等	約 6,600
通達情報・トレンドボックス	行政からの通達情報やお知らせ等	約 6,000
外部団体情報	外部団体・機関が主催する社労士業務に有益なセミナー等のイベント情報や、お知らせ等	約 5,000

国連グローバル・コンパクト活動

「国連グローバル・コンパクト」(以下「UNGC」という。)は、1999年の世界フォーラムでコフィ ―・アナン国連事務総長(当時)が提唱したものであり、各企業・団体が責任ある創造的なリーダー シップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するため の世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みである。

労働分野の原則は国際労働機関(ILO)が策定を担い、結社の自由と団体交渉権の承認、強制労 働の排除、児童労働の実効的な廃止、雇用と職業の差別撤廃の4つが挙げられている。

連合会では、今後、グローバルの流れを受けて、ますます国と国との繋がりが深まり、企業は 人権と社会問題に対応しなければ生き残れない時代になると考え、平和で安定し、繋栄した国 際社会の構築のために貢献することは、社労士制度の発展にも繋がる大きな意義があることから、 2018年4月1日に人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗防止に関する10の原則に 賛同し、健全なグローバル化と持続可能な社会の実現を目指す「UNGC」に署名した。

「UNGC」に署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、10 の原則に 賛同する企業トップ自らのコミットメントのもとに、その実現に向けて努力を継続することが求め られるところであるが、2000年7月の発足以来、現在までに全世界約160カ国、14,000以上の企業・ 団体が署名しており、我が国においても436の企業・団体が署名(2021年9月現在)している。

連合会は、我が国士業団体としては初の署名であり、この署名を機に、10 の原則を研修・各種 広報等を通じて社労士に周知するとともに、労務管理及び労働社会保険諸法令に関する国家資格 者として、その職務を通じて具体的な取り組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献できるよ う活動を続けている。



SDGs の普及促進への取り組み

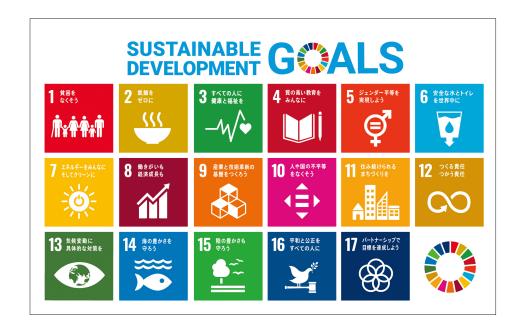
I. SDGsとは

SDGs とは、2015 年 9 月、ニューヨーク国連本部において、持続可能な世界を実現するために 採択された「持続可能な開発目標」のことであり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂 性のある社会の実現のために、17の国際目標とその下に169のターゲット、232の指標が掲げら れている。地球規模の優先課題及び世界のあるべき姿を明らかにし、一連の共通の目標やターゲッ トを軸に、あらゆる取り組みを総動員するものであり、社労士が関係する労働分野も数多く掲げ られている。

現在、日本企業においても SDGs の 17 の国際目標を経営戦略に積極的に取り込み、人権や環境 問題等を視野に入れて事業活動を行うことにより、広く評価される機運が高まっている。

連合会においても、我が国社会が将来にわたって継続発展していくために、SDGs に即した取り 組みをさらに進めることは極めて重要であるとの認識の下、これまで社労士制度が日本における 持続可能な労働社会保険諸法令及びその制度の実効性の担保に寄与してきた制度であるという自 負とともに、さらなる活動を通じて持続可能な社会の実現に向け、サポートを継続してくことと している。

SDGs の掲げる 17 の国際目標については、すべてが社労士制度と深く関係するものであるが、 連合会では、その中で特に、「目標3:すべての人に健康と福祉を(あらゆる年齢のすべての人々 の健康的な生活を確保し、福祉を推進する)」と「目標8:働きがいも経済成長も(すべての人々 のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワー クを推進する)」を2つの優先ゴールと定め、各種施策の検討を行い、取り組みを進めること としている。



Ⅱ. 特設ページの開設

社労士は、社労士法において「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」、「労働 及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与する」と規定され、我が国の持続可能な労働社会保 険諸法令・制度の実効性の担保に寄与してきた制度であり、社労士(会)の活動を通じて、人と企 業に寄り添い、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して活動を続けている。

このことから、社労士及び社労士会の取り組みそのものが SDGs の理念である持続可能な社会の 実現に合致していると考えられる。

連合会では、2019年より SDGs への取り組みについて検討を進め、社労士(会)と SDGs との関 係について、広く国民や会員の皆様に認識していただくため、連合会ホームページ内に特設サイト を開設し、普及促進を行っている。



各行事をクリックすると 別ウィンドウで開きます





経営労務監査への取り組み

我が国社会の大きな変化によって雇用環境や労務管理が複雑化することに伴い、社労士の業務 も手続業務を中心としたものからコンサルティング業務にかかるニーズがますます高まっている。 これからの社労士には、企業における労務管理や人的資源の力を最大限に発揮するための組織構 成等について指導し、企業経営全体を俯瞰して見ることが出来る能力が求められる。そして、こ のようなコンサルティング業務を通じて、単なる相談・指導による労務管理にとどまらず、社労 士の業務にさらなる付加価値が必要となる。

これまでも社労士は、顧問先の手続業務をきっかけとして労務コンプライアンスの遵守の徹底 を求め、労務管理を通じて経営労務診断を行ってきた。今後は、経営労務診断を適正な基準に基 づき定期的に行い、その結果を広く社会に公表することにより、社労士が関与する企業の社会的 信頼を高め、持続可能な企業であることを PR するという付加価値を企業に対しても提供すること が求められる。

I. 社労士診断認証制度 ~経営労務診断から経営労務監査へ~

これまで連合会では、労務管理に関する企業のニーズに応え、直近では働き方改革に関連し た労務診断ドック、2014 年 11 月から一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)(以下 「JIPDEC」という。)が運営するサイバー法人台帳 ROBINS における経営労務診断サービスを展開 してきた。これら社労士が行う適正な労務管理に向けた企業への確認、指導及びサイバー法人台 帳を利用した経営労務診断サービスは、一定以上の効果を示してきたが、2020年4月1日より、 連合会独自の制度として、働き方改革に積極的に取り組み、労務コンプライアンスを遵守してい る企業に対し、連合会が認証マークを発行し、企業の人材定着等を支援する「社労士診断認証制 度」を開始した。認証マークは、社労士が企業と共に現状を確認し、また、企業が職場環境の改 善に取り組んでいることを宣言する「職場環境改善宣言企業」マーク、社労士が連合会作成の「経 営労務診断基準」に基づき診断し、確認を受けた企業に付与される「経営労務診断実施企業」マー ク、診断基準に基づく調査事項がすべて適正の場合付与される「経営労務診断適合企業」マーク の3種類が用意されている。認証を受けた企業は、その専用サイト「経営労務診断のひろば」内 で認証マークが公表されることにより、「人を大切にする企業」であることを社会的に広くアピー ルすることができる。なお、この3つのマークと「経営労務診断」、「経営労務監査」のキーワー ドについては、信頼、安心の証として商標登録されており、知的財産権が保護されている。

企業経営における人事・労務の適正な管理は、企業発展の鍵を握る重要な経営施策である。社 労士による経営労務診断を受けることで、企業の価値をさらに高め、持続可能性を向上させるべく、 連合会では引き続き「社労士診断認証制度」を積極的に推進していく。

企業においては、労働力の確保及び人材定着のために、職場環境の整備等が急務である。企業 統治(コーポレート・ガバナンス)や内部統制体制を整備し、経営状態の透明性を高めていかな ければならず、企業の健全性を把握するためには、財務部門だけでなく、労務管理に関しても監

査的な手法(労務コンプライアンス監査、人材ポートフォリオ監査に従業員の意識調査を加味)で 適切な評価を行うことが求められている。

なお、社労士が経営労務監査に対応できるようにするため、2021年3月 25 日・26 日にウェブ 講義で「経営労務監査等特別研修」を実施した。







Ⅱ. 労働条件審査

地方自治体業務の民間委託が拡大するとともに、一般競争入札の実施によるコスト削減が求め られ、業務を受託する企業の中には、労働社会保険諸法令の遵守が徹底されていない等の問題が 見受けられる実態があった。このような問題に対し、雇用される労働者の労働条件の確保を図り、 指定管理者制度導入企業の労務管理の適正性を客観的に評価・検証を行う取り組みの一部につい て、地方公共団体からの依頼を受け、社会的要請にこたえる形で社労士会が労働条件審査として 実施しており、2020年度には、全国で257件実施されている。

また、法務省では、「登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧等にかかる事務(乙号業務)」 を競争入札により民間事業者に委託していたが、一部の入札参加企業における社会保険料の納付 に関する不正等の問題があった。このことを契機に、法務省から、労働社会保険諸法令の専門家 である社労士に入札参加時の調査協力の要請があり、社労士がこれまで培った労働条件審査の技 法を活用し、2012年度から調査に協力している。

学校教育への取り組み

学校教育への取り組みについては、2003年に開始。当時、解雇、労働条件の引き下げ、パワー ハラスメントやセクシャルハラスメントなどによる職場のトラブルの増加や離職、労働環境など に起因したメンタルヘルスの不調などが急増している状況があった。このような状況から、中学 校や高等学校など学校教育の段階で一定の社会保障教育を実施し、社会保障の必要性や働くこと の意義などを意識づける事が必要であった。社労士が、バブル崩壊などで若者の雇用環境が不安 定になり、これから社会に出る学生に対して「働く」ことへの気構え、必ず知っておいてほしい 知識を伝えることは大変意義深いことであった。社労士会では中学生に対して学校教育の活動を 行ったのが組織的な対応として全国に先駆けた事例であった。

こうした学校教育(出前授業)は、その後、高等学校において広がりを見せ、全国の社労士会に おいて取り組みが広がっていった。このような流れを受けて、2008年に、当時の文部科学大臣に対 して連合会会長より「労働並びに社会保険制度の学校教育カリキュラムへの取り上げについて」申 し入れを行った。2011 年からは学校教育(出前授業)の講義用に作製した学校教育用教材「知って おきたい働くときの基礎知識~社会に出る君たちへ~」を展 開して、さらなる充実を図っている。

また、都道府県会や地域協議会において、大学生などを対 象とした授業(寄付講座)も行っている。この寄付講座は、 大学生に対して、より専門性の高い講義を行い、実社会の様々 な分野で貢献できる人材を育成することに寄与している。

I. 学校教材の作成・提供

連合会では、このような都道府県会の取り組みを支援するた め、2011年より教材として「知っておきたい働くときの基礎 知識~社会に出る君たちへ~」を作成・提供し、過去 5 年間 (2016 年度から 2020 年度) に全国で、約 270,000 人の学生・生徒に 対して学校教育(出前授業)が実施された。



Ⅱ. 2020年度学校教育に関する調査結果

2021年4月に都道府県会を対象とした実態調査を行った。2020年度においては、新型コロナ ウイルス感染症の感染拡大により学校教育に関する事業も大きな影響を受けたが、地域の実情に 応じ41の都道府県会が工夫して出前事業を実施した(表1参照)。出前授業を実施するにあたり、 新型コロナウイルス感染症について「影響は少なからずあった」という回答が最も多く 26 会となっ た(表2参照)。影響の内訳は、「依頼してくる学校が減少した」という回答が最も多かった一方で、 コロナ禍においても工夫しながら実施が求められたことを示唆している(表3参照)。今後も連合 会と都道府県会とが連携し、柔軟に対応していく必要がある。

表 1 ●実施状況

項目	都道府県会
実施した	41
実施していない	6

表 2 ●コロナウイルス感染症の影響の件数

項目	都道府県会
影響は大きかった	14
影響は少なからずあった	26
現在影響は出ていないが、今後影響が 出る可能性がある	1
全く影響がなかった	0

表 3 ●コロナウイルス感染症の影響の件数

項目	都道府県会
依頼してくる学校が減少した	26
3 密(密集、密接、密閉)回避を心掛けた環境で実施した	17
授業自体が中止となった(冊子も配布していない)	12
授業のやり方を変更した(オンライン授業)	11
受講人数を減らすため、開催を数回に分けて実施した	9
授業自体が中止となった(冊子は配布した)	6
広報活動・周知活動を自粛した	6
授業のやり方を変更した(講師の授業を録画して学校に配布)	4
その他 (※)	3

[※]他の地域の講師を地元の講師に変更した、事前打合せを電話で行った、 中止となった学校から提出された 「生徒の質問」 のみ回答した〈各1〉

Ⅲ. 学校教育事業実績推移

過去5年間の出前授業の実施数

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	5 年間累計
大学	54	67	60	49	17	247
専門学校	51	64	57	55	37	264
特別支援学校	26	31	43	41	31	172
高等学校	316	303	333	277	194	1,423
中学校	65	55	63	59	29	271
小学校	3	4	7	1	0	15
その他	33	14	12	24	18	101
合計(実施数)	548	538	575	506	326	2,493

過去5年間の出前授業の受講者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	5 年間累計
受講者数(人)	58,732	61,033	62,642	54,128	34,938	271,473

成年後見制度への取り組み

I. 成年後見制度について

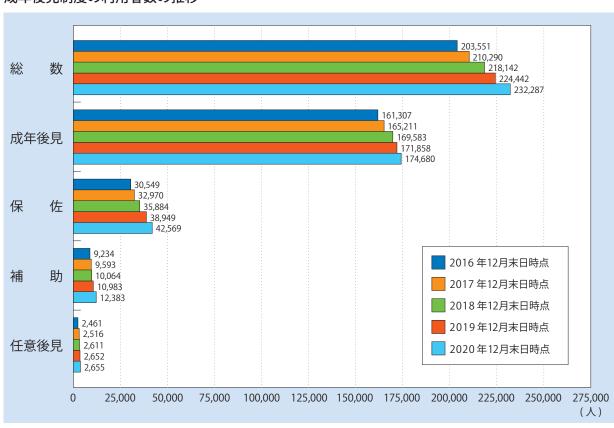
成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の財産管 理や身上保護などの法律行為を法的に保護し、支援する制度である。

2000年に、「民法の一部を改正する法律」、「任意後見契約に関する法律」、「民法の一部を改正 する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、及び「後見登記等に関する法律」の成年 後見制度を構成する4本の法律が、成年後見制度と「車の両輪」とも称されている介護保険法と 同時に施行され、今日に至っている。

Ⅱ. 成年後見制度の利用者数について

成年後見関係事件の概況((2020年1月~12月)最高裁判所事務総局家庭局)によると、2020 年 12 月末日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で 232,287人(前年は224,442人)であり、対前年比約3.5%の増加となっている。少子高齢化に伴い、 利用者数が年々増加していることがうかがえる。

成年後見制度の利用者数の推移



※注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、 被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

Ⅲ. 社労士会の取り組み

地域における社労士の成年後見活動の取り組みは、埼玉県、東京都から徐々に広がり、連合会 は 2011 年度の事業計画において、都道府県会及びその会員である社労士の活動を支援することを 掲げ、これ以降、社労士が家庭裁判所から後見人等に選任されるための具体的な取り組みとして、 成年後見人として求められる知識能力及び倫理を保持するための研修の実施、賠償責任を担保す るための仕組みづくり、都道府県会とは別に一般社団法人を設置する等の施策を行った。

以来、都道府県会において、成年後見人養成研修の実施、一般社団法人社労士成年後見センター(以 下、「成年後見センター」という。)の設置を進め、これまでに全国に17の成年後見センターが設置され、 2020 年度の後見人、保佐人、補助人を合わせた受任件数は 604 件に達するに至った。また、成年後見 センターを設置せず、都道府県会での取り組みとして実施している会もあり、形にとらわれず、地域 の実情に応じた取り組みがなされている。

後見人等の受任状況

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
後見人	284	361	367	367	483
保 佐 人	49	74	83	83	102
補助人	10	14	13	13	19

一般社団法人社労士成年後見センター一覧(2021年8月現在)

		所在地	電話番号
			电阳田力
1	一般社団法人社労士成年後見センター北海道 https://www.sr-kouken.org/ 札幌	札幌市中央区南四条西十一丁目 1293 番地 13 サニー南 4条ビル 2	011-518-1165
2	一般社団法人社労士成年後見センターみやぎ http://www.sharo-miyagi.com/	仙台市青葉区本町一丁目9番5号	022-796-2473
3	一般社団法人社労士成年後見センター秋田 http://akita-sr.jp/	秋田市大町三丁目 2番 44号 大町ビル 3	018-863-1777
4	一般社団法人社労士成年後見センター福島 https://srkokenfukusima.jimdofree.com/	福島市御山字三本松 19 番地 3	024-535-1717
5	一般社団法人社労士成年後見センター埼玉 https://srg11.org/	さいたま市浦和区高砂一丁目1番1号 朝日生命ビル7階	080-8915-8370
6	一般社団法人社労士成年後見センター千葉 https://srseinenkoukenchiba.jimdofree.com/	千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7 階	043-307-5830
7	一般社団法人社労士成年後見センター東京 https://www.koukensr.or.jp/	千代田区神田駿河台 46 御茶ノ水ソラシティアカデミア 4 階	03-5289-8863
8	一般社団法人社労士成年後見センター富山 https://sr-toyama.jp/sct/	富山市千歳町一丁目6番18号 河口ビル2階	076-441-0457
9	一般社団法人社労士成年後見センター石川 http://ishikawa-sr.net/seinennkoukenn/	金沢市玉鉾二丁目 502 番地 エーブル金沢ビル 2 階	076-292-2066
10	一般社団法人社労士成年後見センター山梨 http://www.y-sr.com/kouken/	甲府市酒折一丁目 1番 11号 日星ビル 2階	055-244-6064
11	一般社団法人社労士成年後見センター長野 https://www.sr-nagano.or.jp/modules/pico/index.php/content0290.html	長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル 3 階	026-223-0811
12	一般社団法人社労士成年後見センター愛知 http://www.aichi-sr.or.jp/seminar/2020013017530721.html	名古屋市熱田区三本松町 3-1	052-889-2800
13	一般社団法人社労士成年後見センターわかやま http://www.sr-wakayama.jp/	和歌山市北出島一丁目 5 番 46 号	073-425-6584
14	一般社団法人社労士成年後見センター岡山 http://www.okayama-sr.jp/	岡山市北区野田屋町二丁目 11 番 13 号	086-201-0270
15	一般社団法人社労士成年後見センター広島 http://www.hiroshima-sr.or.jp/	広島市中区橋本町 10 番 10 号 広島インテスビル 5 号	082-836-4487
16	一般社団法人社労士成年後見センター福岡 https://sr-kouken-fk.or.jp/	福岡市博多区博多駅東 2-5-28 博多偕成ビル 3 階	092-414-8775
17	一般社団法人社労士成年後見センタ―熊本 https://www.sr-kumamoto.or.jp/	熊本市中央区細工町 4-30-1 扇寿ビル 5 階	096-324-1124

10 職業倫理向上のために

I. 職業倫理確立の重要性

社労士の業務は、2007年の社会保険労務士法(以下「社労士法」という。)改正により、特定 社会保険労務士による個別労働関係紛争における裁判外紛争解決手続代理業務が新たに認められ、 司法の分野に関する業務が加わったことにより、業務範囲が大きく拡大されるとともに、法律専 門家としての社会的使命と責任はより一層高まった。

社労士は、従来から社労士法、会則をはじめとする各種規程等に掲げる精神のもと、労働社会 保険諸法令及び労務管理分野の業務に精通し、その職責を全うすべく資質並びに職業倫理の向上 に努めてきたが、近年、助成金に絡む不祥事、社会保険・労働保険に関する虚偽の書類作成や、 インターネット上での不適切な情報発信等により、懲戒処分による業務停止等の処分を受ける事 案が散見されるようになった。

このため、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家として、真に会員一人ひとりが更なる職 業倫理の高揚に努め、国民の生活を支えるとともに、社会的信用を築き業務を遂行することが求 められることとなった。

Ⅱ. 倫理研修の実施

社労士の知名度の向上とともに、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家として社会的な期 待が高まり、社労士の活躍の場が広がるにつれ、社労士には法令遵守だけではなく、より高いレ ベルでの品位保持が求められることとなった。そのための取り組みとして、2007年から全会員を 対象として5年に一度必ず受講しなければならない義務研修として倫理研修を実施してきた。

この「倫理研修」のカリキュラムには、近年特に改善が求められる不適切な情報発信を含む社 労士の職業倫理に関する諸課題を扱うとともに、連合会及び都道府県社会保険労務士会(以下「都 道府県会」という。)に寄せられている苦情の事案等に関する内容が扱われている。そのため、社 労士として業務を行ううえで注意する点等について会員一人ひとりが理解することで、「ひとりの 社労士による不適切な行為であっても、社労士全体に対する信用を損なうことになる」というこ とを全会員が共通意識を持つことが可能となっている。なお、このテキストは、『月刊社労士』に 同封して、すべての会員に配布するなど、社労士の品位保持に向けた取り組みをさらに進めている。

なお、2020 年度倫理研修の実施については、会員の健康と新型コロナウイルスの感染拡大の防 止を第一に考え、従来までの集合研修から、連合会で新たに運営する e ラーニングに変更のうえ、 2021年2月1日から同年3月31日までの2カ月間実施した。コロナ禍を契機とした社会変化の なかでも柔軟に対応することにより、国家資格者である社労士が5年に一度必ず受講しなければ ならない義務研修である倫理研修を受講することで、高度の専門性と職業倫理を保持し、国民に 対して誠実・公正に業務を行うことに寄与することができた。

2021年度においても、引き続きコロナ禍での実施が想定されるため、e ラーニングによる実施を主と したなかで、より効果的な実施方法等に関する検討を行いながら適切に実施していくこととしている。

Ⅲ. より適切な情報発信に向けた取り組み

会員が行う広告等の情報発信については、違法あるいは脱法的な表現を使用して利用者に誤認さ せたり、過度な期待を持たせるような表現を用いていると思われる状況があってはならない。そ のため、全会員が共通認識として共有しなければならない「ガイドライン」を策定した。

さらに、研修における指導指針の解説用資料『「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる 情報発信に関する指導指針」を理解するために』を作成し、会員に向けた周知徹底の取り組みを行っ ている。

また、不特定多数が閲覧することができるホームページ等、インターネットを利用した会員に よる不適切な情報発信が行われることのないよう、連合会において全国の会員のホームページ等 を検索するシステムを構築し、2021年3月から本格的に運用を開始したところである。連合会に おいてその検索した結果を把握し、都道府県会と共有することにより全国で統一的な対応が図ら れるよう更なる取り組みを行っている。



研修に関する取り組み

社労士は、社労士法において、「都道府県会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図 るように努めなければならない」と規定されており、急速に変化する社会経済情勢や労働社会保 険諸法令等に迅速に対応することが求められている。

連合会では、社労士がこれらの変化に適切に対応するため、研修基本計画を策定し、年度ごと の研修計画に基づき時勢にあった研修を盛り込む等、会員のさらなる資質向上を図ってきたとこ ろである。

近年では就業形態の多様化や高齢化等を背景とし、労働及び社会保険に関する諸制度が複雑か つ専門的なものとなっており、労働社会保険諸法令に精通した社労士に対する期待もより一層高 まっている。

これらの期待に応えるため、これまで築いてきた礎をもとに、社労士制度がさらなる飛躍を遂 げるべく、これからの職域を意識した新しい業務に関する研修を実施することにより、その業務 能力を涵養すると共に、専門性の能力担保として外部から評価され得る制度発展の礎となる研修 制度の整備が急務となっている。

そこで、これからの社労士制度発展の礎として、社労士の職業倫理、行動規範等を理解し、「人 を大切にする企業」づくりの支援を効果的に実践できる人材の確実な育成とその仕組みづくりの 構築が必要であると考え、この先5年後、10年後に社労士全体の質の向上が達成され、全国各地 において国民の期待に応えることができる社労士の育成、ひいては、社労士の社会的地位向上並 びに制度発展の実現をめざし、「研修大綱」の策定を進めている。

一方、「いつでも、どこでも、何度でも」を標榜する社労士研修システムは、これまで多数の研 修コンテンツを e ラーニングにより配信してきたところであるが、新しい生活様式により、オン ライン研修が急速に発展したため、これらに即時に対応し、社労士のニーズに応えられるものと するため、より品質の高い研修を配信し、研修システムを利用した社労士が「一定程度の専門能 力を確実に習得する」ことができる仕組みについても「研修大綱」と併せて検討を進めている。



社労士会労働紛争解決センター(総合労働相談所、職場のトラブル相談ダイヤル事業)

1999 年 7 月 27 日に、国民が利用しやすい司法制度の実現等を目的とした司法制度改革審議会 が設置され、裁判以外の紛争解決方法の普及と社労士等の専門家の活用が審議された。

また、この頃には、非正規雇用の増加、成果主義の導入等による労働条件の変化も起こり、労 働組合の機能低下、長期不況という状況からも労働紛争は増加していた。これに対応するため、「個 別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が制定された(2001年7月11日公布法律第112号、 同年 10 月 1 日施行。以下「個別労働関係紛争解決促進法」という)。いわゆる都道府県労働局の 紛争調整委員会によるあっせん制度の導入である(後の 2002 年 11 月 19 日の社会保険労務士法 改正(同月27日法律第116号公布、翌年4月1日施行)で、労働局のあっせんの代理は社労士業 務に加えられた)。

個別労働関係紛争解決促進法の制定を受けて、連合会は、個別労働関係紛争に対する国民生活 の利便向上に寄与しようと、都道府県会に総合労働相談所を設置する方針を決定し、順次設立さ れていった。

その後、司法制度改革の中で、それまで行政等が行ってきた裁判外紛争解決手続について、認 証を受けた民間事業者が行うための「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が制定さ れた(2004年12月1日公布 法律第151号、2007年4月1日施行。以下「ADR法」という)。 ADR 法の制定を受けて、連合会は社労士が個別労働関係紛争の解決を自ら行いその使命を果たせ るよう都道府県会と共に認証 ADR 機関の立ち上げを行うこととした。

連合会は、2008年7月11日に法務大臣の認証を得、同月22日に厚生労働大臣の指定を受け、「社 労士会労働紛争解決センター」を開設した。その後も順次都道府県会で労働紛争解決センター(以 下「紛争解決センター」という。)が設立されている。

一方で、紛争解決センターの利用者拡大のための広報活動が検討され、紛争解決センターと総 合労働相談所が連携する方針が打ち出された。すなわち、総合労働相談所で受けた労働相談に紛 争性があり、相談者がその解決を望む場合には、そのまま紛争解決センターがあっせんへとつな げることとした。さらに、「全国共通ナビダイヤル」も設置した。連合会が全国からの労働相談に 電話で対応し、あっせんによる解決の可能性がある相談については、都道府県会の総合労働相談 所を紹介するという方策を整えた。なお、「全国共通ナビダイヤル」は、2013年4月15日に「職 場のトラブル相談ダイヤル」の名称でスタートした。

その後、紛争解決センターによるあっせんでの紛争解決件数や職場のトラブル相談ダイヤルで の相談件数は順調に伸びていった。そして、連合会はさらなる周知を目的として、2020年度には 紛争解決センターの広報動画を作成し、公開した。

13 社会保険労務士総合研究機構

社会保険労務士総合研究機構(以下「社労士総研」という。)は、社労士制度および社労士業務 に関する内外の事情、情報を総合的に調査、研究し政策提言を行うとともに、その成果を活用し、 社労士制度の充実と発展に寄与し、広く国民の福祉増進、経済発展に資することを目的として設 置されている。

社労士制度の総合的な研究機関としての機能を有し、多方面の学識経験者等の協力を得て、労 働社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者として政策提言を行い得るシンクタンクとしての役 割を担うことを目的として各種事業を行っている。

I.「社労士総研研究プロジェクト」

社労士制度の一層の充実と対外的周知を図るため、研究テーマを適宜選別し、研究活動を実施 している。研究の成果は、連合会ホームページ掲載による公開のみならず、冊子として発刊・販売、 または研究成果(報告書)として国立国会図書館への納本等を行っている。

Ⅱ.「社労士社会政策研究会」・「社労士研究助成制度」

1.「社労士社会政策研究会」

社労士に「労働法制・労務管理」、「年金・社会保障」及び関連する分野の研究発表の機会を提 供するとともに、研究成果を普及・発信し、社労士の専門的知見を広く国民に活用いただき、もっ て、社労士の社会的地位向上に貢献するための活動として実施している。

2. 「社労士研究助成制度」

社労士が、「労働」、「社会保障」制度について常に意識し、どうあるべきかを考察する気運を醸 成するとともに、その成果を集約し、内外に発信するための取り組みについて、日々の研究・研 鑽を重ねる社労士に対する研究活動支援を目的として実施している。研究成果が認められた者に は一部研究費用を助成している。

Ⅲ.「公的年金制度およびその周辺知識に関する研修」

年金制度に関する専門的知識を有する社労士を輩出することを目的として実施している。なお、 本研修修了者には「高度年金・将来設計コンサルタント(登録商標第 5933395 号)」の称号が付与 され、現在までに314名が修了している。

Ⅳ. 社労士による労働 CSR プロジェクト

社会における労働に関する CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)の普及 においては、社労士の活動支援は「社会的使命」であると捉え、社労士が「労働 CSR」に積極的 に関与する方策についての研究、実行を図っている。

V. 大学院との連携

全国で社労士制度に理解ある大学および大学院と連携し、社労士の大学院での学位取得、社会 人向け講座の実施等、学術的な研鑽機会の提供を行っている。

社労士総研研究プロジェクト一覧

これまでの社労士総研研究プロジェクトは以下のとおり(研究概要及び研究報告書は連合会ホームページに掲載しております)。

テーマ	主任研究員(肩書は研究当時・敬称略)
社労士による労働 CSR 推進プロジェクト	立命館大学法学部教授 吾郷眞一
「次代の人事労務」提言プロジェクト	沖縄大学法経学部准教授 石川公彦
「社会保険労務士とCSR」	立命館大学法学部教授 吾郷眞一
社会保険労務士の業務が中小企業のコンプライアンス・業績・産業保健に及ぼす効果に関する調査研究	大阪大学大学院法学研究科教授 福井康太 元大阪大学大学院法学研究科特任助教 西本実苗 ※研究員 天野メンタルコンサルティング代表 天野常彦 産業医科大学生態科学研究所教授 森晃爾 近畿大学法学部教授 三柴丈典
社会保険労務士の業務が中小企業のコンプライアンスに及ぼす効果に関する調査研究	大阪大学大学院法学研究科教授 福井康太
社会保険労務士の業務が中小企業の業績に及ぼす効果に関する調査研究	天野メンタルコンサルティング代表 天野常彦
社会保険労務士の業務が中小企業の産業保健に及ぼす効果に関する調査研究	産業医科大学医学部教授 森 晃爾
社会保険労務士の業務が中小企業のコンプライアンス・業績・産業保健に及ぼす効果に関する調査研究	近畿大学法学部教授 三柴丈典
「人材ポートフォリオ」と経営労務監査の新たな展開一企業経営の展開と HRM の戦略化を図るために一	愛知東邦大学経営学部教授 田村 豊
中小企業の今後の福利厚生のあり方-求められる戦略的福利厚生-	山梨大学教授 西久保浩二
将来の国際間の労働力移動の自由化あるいは労働力不足が雇用現場に与える諸影響に関する基礎的考察	雇用構築学研究所研究主幹 紺屋博昭
障害者就労におけるディーセントワーク実現の課題	東北文化学園大学医療福祉学部教授 西本典良
英国ベヴァリッジ報告翻訳出版	関西大学政策創造学部教授 一圓光彌
人的資源管理の新しい視点をどう築くか? ~経営労務監査の解説と拡充~	愛知東邦大学経営学部教授 田村 豊
労働法における労働者性の判断基準	日本大学法学部教授 新谷眞人
地域雇用に貢献する中小企業の経営と人材育成	職業能力開発総合大学校准教授 谷口雄治
個性ある中小企業の経営理念と労務管理	日本大学商学部教授 永山利和
ヨーロッパにおける非典型雇用 ーイギリスとオランダの現状と課題ー	亜細亜大学経済学部准教授 権丈英子
社会保険労務士制度 40 周年の歴史、実務の役割(オーラルヒストリー事業)	ー橋大学フェアレイバー研究教育センター 石川公彦
欧米における労働裁判制に関する研究	中央大学法学部教授 毛塚勝利
医療現場の労務管理に関する研究	埼玉済生会栗橋病院院長補佐 本田 宏
個性ある中小企業の経営理念と労使関係に関する調査研究	阪南大学経営情報学部教授 安井恒則
ホワイトカラー労働者の労働時間に関する新たな法規制	青森中央学院大学経営法学部教授 小俣勝治
ADR の実践マニュアル作成とその運用に関する研究	東京都社会保険労務士会 加藤博義
多様な雇用形態における人事労務管理の実態と社労士の果たすべき役割に関する研究	中央大学経済学部教授 八幡一秀
日本の社会保障制度の理論的背景に関する研究	東北文化学園大学医療福祉学部教授 森田慎二郎
労災保険民営化に関する論点整理と資料収集に関する調査研究	日本大学経済学部教授 小梛治宣
大韓民国 公認労務士法 和訳	東京都社会保険労務士会 朴 英彩 (訳)
労働契約法・改正男女雇用機会均等法・改正パートタイム労働法・改正高齢者雇用安定法に関する情報収集・分析・対応に関する検討	明治大学法学部教授 青野 覚
労災保険法上の特別加入制度に関する諸問題の検討	明治大学法学部教授 青野 覚
社会保険労務士による「社会保険と労務のルール」に関する教育活動の成果と課題	追手門学院大学心理学部教授 鋒山泰弘
若年者雇用対策(青年期の雇用能力開発)に関する国際比較研究	追手門学院大学心理学部教授 佐々木英一
経営理念の役割と労使関係に関する調査	愛知東邦大学経営学部准教授 田村豊

14 街角の年金相談センター

街角の年金相談センター(以下「街角センター」という。)は、旧社会保険庁が運営していた年 金相談センターを日本年金機構(以下「機構」という。)の設立(2010年1月)に併せてその運 営を連合会が受託し、現在、全国 41 都道府県において 80 か所(センター:51 か所、オフィス: 29 か所)を運営している。

街角センターは「身近に顔と顔が見える安心、そして、信頼」を理念として、約 400 人の職員 及び約800人の社労士が年間700,000件以上の老齢、遺族、障害などの年金にかかる相談(各種 届出書の受付を含む。)を対面で受け、国民の皆様からの負託に応えている。

I. 街角センター事業の受託の経緯

2007年5月に発生した年金記録問題に対して、連合会では、国民の不安解消とこの問題の早期 解決に貢献するため、社労士事務所による無料年金相談により、年金の専門家である唯一の国家 資格者の社労士がその社会的使命を果たすための統一的活動を行うことを理事会で決議し、都道 府県会の協力を得て、全国で無料年金相談を実施した。

2008年1月、政府(舛添厚生労働大臣(当時))からの要請に応じて、全国の都道府県会に年 金相談センターを設置するとともに社労士事務所等における無料年金相談等の活動を積極的に展 開した。

その後、社会保険庁の廃止に伴い、2010年1月1日に機構が設立されることとなり、当時社会 保険庁が運営していた 51 か所の年金相談センターの運営業務は外部委託することとされ、政府か らの要請により連合会が受託することとなった。

2009 年 12 月 28 日、連合会は機構と年金相談センター運営業務にかかる業務委託契約を締結し て全国 27 都道府県 51 か所の年金相談センターの運営業務を受託し、2010 年 1 月 4 日から「街角 の年金相談センター」として運営を開始することとなった。

〈委託業務の内容〉

- ① 年金相談業務
- ② 裁定請求書等各種申請書(届出書)の受理業務
- ③ 年金生活者支援給付金請求書の受理業務
- ④ 各種証明書等再交付申請書の受理、再交付(再発行)業務
- ⑤ ①~④の申請書及びその他各種申請書等の管轄年金事務所への引渡し
- ⑥ 年金制度等の周知

Ⅱ. 街角センターの運営業務と「オフィス」の設置

街角センターの円滑な運営のため、連合会に街角の年金相談センター運営本部(以下「運営本部」 という。)、都道府県会に街角の年金相談センター運営部(以下「運営部」という。)を設置し、運 営本部と運営部が連携して街角センターの管理・指導、指導監査、職員の採用、業務委託社労士 の選任等の業務を行っている。

また、連合会は、全ての都道府県に街角センターを設置することを機構に要望し、順次、常設 型出張相談所 (オフィス) の設置が認められ、平成 23 年度以降、2017 年度までに 29 か所の「オフィ ス」が設置され、現在、全国 41 都道府県 80 か所の街角センターを運営している。

Ⅲ. 2020年度の事業

街角センターにおける 2020 度の事業については、新型コロナウイルス感染症が全国的にまん延 する中での事業運営であったが、感染防止対策を十分図り、対面による年金相談の一層の質の向 上に努めた。また、コロナ禍であったが年金相談件数は大きく減少することなく、744,373 件の相 談に対応するとともに、適正な事業運営等のため、以下の取り組みを行った。

〈主な取り組み〉

- ① 街角センターにおける個人情報等の適正な管理など運営業務の適切な実施を確認・推進する ため、全ての街角センターを対象とした運営部による指導監査(自主点検)を実施した。
- ② 街角センターの相談員等のスキルの維持・向上を図るために毎月実施している相談員研修に ついて、タイムリーな情報を研修教材として提供し、研修の充実に努めた。
- ③ 各種研修や会議の開催にあたっては、Web システムを活用して、効果的かつ効率的に実施す るとともに、運営本部に設置したウィンドウマシンを活用して年金相談実務者研修を実施し、 実際の年金相談業務を想定した実践的な研修を行った。
- ④ 年金事務所における予約相談への移行強化に伴い、街角センターへの年金相談件数が増加傾 向にあること等を踏まえ、2021年度の契約締結に向け、年金相談体制の強化など必要な経費 の確保等について機構と協議した結果、職員・業務委託社労士の処遇改善、運営費の増額及 び業務改善等が認められ、第5期契約として2021年度分を締結した。
- ⑤ 街角センターにおける新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、アクリルパーテー ション、消毒液等の備品配置に加え、緊急事態宣言下における運営体制、研修及び会議の実 施方法を変更する等、感染拡大防止を図った。(後述参照)
- ⑥ 街角センター未設置県の解消を図るため、新たなオフィスの設置に向けて機構と協議を行った。

Ⅳ. 新型コロナウイルス感染症に対する対応

街角センターは、親切・丁寧な相談に応じるため、対面での相談を実施しているため、新型コ ロナウイルス感染症の感染防止対策や感染者が発生した場合の対応等について「街角の年金相談 センター新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定して周知徹底を図った。

また、緊急事態宣言が発令された区域の街角センターの運営体制を見直すなど、機構及び都道 府県会と協力・連携して感染リスクを軽減させた。

Ⅴ. その他

2008年4月から都道府県会が受託している年金事務所における年金相談窓口等の運営業務に関 して、円滑な運営業務を図るため、機構との定例会議を月次で開催して都道府県会からの要望等 を踏まえた業務改善等について協議を行っている。

過去5年間の相談件数の推移

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
相談件数	752,878	986,162	805,851	839,880	744,373

社会保険労務士賠償責任保険 福利厚生事業 (全国社会保険労務士会連合会共済会)

I. 社会保険労務士賠償責任保険制度

社会保険労務士賠償責任保険制度は、被保険者(社労士)または業務の補助者(被保険者の社員、 使用人、その他業務を補助する方)が行った社労士業務により発生した不測の事故について、保 険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を 負担したことによって被る損害を補償するものである。

本来、社労士の業務遂行上、事故が発生することがあってはならないが、社労士業務は複雑多 岐にわたり、高度かつ専門的な知識のもとに遂行されるものであり、万が一の事故の発生リスク とそれに伴う依頼者保護及び経済的損失のリスクに備えるため、社労士の社会的責任と信頼の確 保の観点から制度化されたものであり、現在、多くの社労士が本制度加入に至っている。

また、本制度には特約として、労働保険事務組合業務にかかる損害を補償する「事務組合担保 保険」(特約加入)及び、近年の社会のデジタル化に伴うリスク損害及び情報漏えいに関する損害 について補償する「サイバーリスク保険、情報漏えい保険」(いずれも特約加入)がある。

Ⅱ. 福利厚生事業(全国社会保険労務士会連合会共済会)

連合会は、社労士の福利厚生の増進を図ることを目的に、全国社会保険労務士会連合会共済会 を設置し、以下の事業を運営している。

1. 福祉共済事業

生命保険・医療保険・所得補償保険等、社労士を被保険者とする各種保険にかかる団体契約の 運営を行っている。近年は、労働災害や通勤災害に伴う法律上の賠償責任等を補償する「使用者 賠償責任保険」や、「団体長期所得補償保険 (GLTD)」を取り入れるなど、様々なリスクへの備えと なる保険を選定・導入し、事業の拡充を図っている。

2. 年金共済事業

拠出型企業年金保険にかかる団体契約の運営を行っている。

3. 各種斡旋事業

宿泊料の一部補助を含む提携保養宿泊施設の利用斡旋、顧問報酬自動振替システムの斡旋、百 貨店返礼用商品優待割引の斡旋など、各種斡旋事業を行っている。

連合会が受託している主な委託事業

連合会では、政府の働き方改革実行計画に基づく施策について全面的な支援と協力を行ってい るが、働き方改革に関連した委託事業に対しては、労務管理及び労働社会保険の専門家である社 労士こそが企業の取り組みを的確に支援できること、また、「人を大切にする企業づくり」の観点 からも社労士の果たすべき役割は大きいという考え方のもとに、積極的に参画している。

また、労務監査に関係する委託事業についても、社労士の本来業務を通じて貢献できる事業で あり、行政等との連携協力の観点からも重要な事業と位置付けて、積極的に協力実施している。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(専門家派遣事業)

1. 事業の概要

2018年6月に働き方改革関連法が成立し、それに先立って、労働局単位で働き方改革推進支援事業が 同年4月から開始されたが、2019年度からは、厚生労働省の委託事業として「中小企業・小規模事業者 等に対する働き方改革推進支援事業(専門家派遣事業)」が開始された。連合会においては、国の重要施 策である「働き方改革」の推進に対して全面的に協力するべく、企画競争入札に参加し、連合会を含む 3社から選考が行われた結果、連合会が受託することとなった。以後、2021年度まで3年連続で連合会 が本事業を受託し、都道府県会の協力を得つつ、連合会委託事業運営本部において本事業を運営している。

本事業では、全国の中小企業・小規模事業者等における働き方改革関連法の施行に伴う労務管 理上の課題に対して、労務管理の専門家である社労士が、会社を直接訪問して相談支援を行った り(コロナ禍でのオンライン対応も含む)、中小企業団体、市町村等が設置した相談窓口での相談 支援を行っている。2019 年度には全国で 1,660 人、2020 年度には 2,503 人、2021 年度には 2,642 人(2021 年 10 月 15 日現在)の社労士が「派遣専門家」として連合会から委嘱されて相談支援活 動を行っており、2019 年度には 30,756 件、2020 年度には 45,125 件の相談実績を上げている。

※ 都道府県労働局の委託事業である「働き方改革推進支援センター」事業については、社会保険労務士会において、2018年 度は 18 会、2019 年度は 15 会、2020 年度は 12 会、2021 年度は 13 会が受託している。

2. 周知広報及び「働き方改革グッドプラクティス」選定事業の実施

本事業の周知及び利用促進を図るため、連合会ホームページに「働き方改革特設サイト」の公開、全 国の地方新聞 49 紙及び日本経済新聞への広告の掲載、全国 54 万社の中小企業等に対する DM の配布、 ラジオ広告等による周知広報を行っている。2020年度からは、その中心的なイベントとして、派遣専門 家による優良支援事例を全国の中小企業等に広く紹介することを目的に、「働き方改革グッドプラクティ ス」選定事業を実施しており、その一環として、大野連合会会長を進行役として、「働き方改革グッドプ ラクティス」選定委員会委員である今野浩一郎学習院大学名誉教授、水町勇一郎東京大学教授、松浦民 恵法政大学教授による「働き方改革座談会」を開催し、その内容を、2020 年度においては、9月 26 日(大 分合同新聞のみ翌 27 日)に、2021 年度においては、6月 16 日に、全国の地方新聞 49 紙に掲載した。

2020 年度においては、最終的に3部門9事例を「働き方改革グッドプラクティス2020」に選定し、 地方新聞 49 紙に3日連続で選定事例と各委員の講評を掲載するとともに、共同通信社のニュース サイト「47NEWS」にも掲載した。さらに、「働き方改革グッドプラクティス 2020」の選定事例に、 最終審査に残った企業の取り組み内容を加えて冊子に編集した「支援事例集」を作成した。

Ⅱ.企業主導型保育施設への労務監査事業

企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとと もに、待機児童対策に貢献することを目的として、内閣府が所管する事業として、2016 年度に創 設された。事業の財源は、事業主拠出金でまかなわれている。

本事業は、従来の認可保育園に比べて、①働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスの提供が 可能(延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能)、②複数の企業が共同で設置 することが可能、③地域住民の子どもの受け入れが可能、④運営費・整備費について認可施設並 みの助成が受けられること、などがメリットとして挙げられている。

一方、2018年の第196回通常国会において、保育士等の処遇改善等加算が保育士に実態として 行き届いていないことや、長時間労働等職場環境に起因する離職率の高止まり等の労務管理の問題 に関する指摘がなされた。2018年11月9日付総務省「子育て支援に関する行政評価・監視―保 育施設等の安全対策を中心として―の結果に基づく勧告」では、保育業界全体として、保育士等の 処遇改善等加算にかかる賃金改善確認を徹底するよう要請された。このような状況を受け、2018 年 12 月、内閣府に「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」(以下「検討委員会」 という。)が設置され、企業主導型保育施設に対する従来の指導・監査、相談支援の在り方等につ いて議論が開始された。2019年1月21日には検討委員会において連合会へヒアリングが行われ、 その際、企業主導型保育施設への労務監査の提案を行った。その結果、2019年3月18日付の「企 業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」において、「指導監査の内容について、 財務面、労務面を強化すること」とされ、企業主導型保育施設に対する労務監査の導入の検討が 開始された。なお、内閣府は、企業主導型保育事業に要する経費を補助する事業の実施主体とな る実施機関を公募しており、現在、この実施機関は公益財団法人児童育成協会となっている。

その後、2020年にモデル事業の実施を経て、検討委員会において、労務監査基準など必要な事 項が定められた。この基準に基づき統一的かつ効率的な労務監査を行い、企業主導型保育施設職 員の「労務環境」や「処遇改善」に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の 働きやすい職場環境の醸成を促し、当該施設の「保育の質」の向上を図ることとなり、2024年3 月までに全国約5,000のすべての企業主導型保育施設に対し、労務監査を実施する方向となった。

こうした一連の動きを受け、連合会では、公益財団法人児童育成協会から「令和2年度企業主 導型保育施設への労務監査事業」を受託した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことも あり、2020 年度は8道府県27施設に対する実施に留まったが、2021年度については、対象を11 都道府県500施設に拡大して労務監査を実施する予定としている。

連合会では、保育労務監査委託事業運営部会を設置し、事業全般に関して全国的な統一を図り ながら行うこととしている。また、11 都道府県会からグループリーダー 51 人、監査員 382 人の 推薦を受けて、年度後半において事業を実施することとしている。

災害対応

I. 東日本大震災に関する対応

2011年3月14日に、被害が甚大な地域への復興支援と被災会員への支援を主たる目的とする 東北地方太平洋沖地震災害対策本部(後に「東日本大震災災害対策本部」に改称。)を設置し、以 下の事業を実施してきた。

1. 被災県会において実施する事業

・震災及び原発事故による被災者の皆様からの労働問題及び労働社会保険に関する電話無料相談の実施

2. 被災県以外の都道府県会において実施する事業

- ・被災地を離れ、他の都道府県の避難所に滞在する被災者の皆様との対面による無料相談の実施
- ・被災五県会(青森会、岩手会、宮城会、福島会、茨城会)へ、近隣の都道府県会に所属する会員 を相談員として派遣する事業の実施

3. 行政機関等が行う相談会等において協力を行う事業

・被災地に所在する労働局、年金事務所、健康保険協会支部、都道府県、市区町村等が主催する相 談会への会員派遣に関する事業

4. 連合会が行う各種事業

- ・義援金の募集に関する事業
- ・電話相談による社労士会「復興支援ほっとライン」の開設、運営
- ・被災県会が実施する「社労士会労働・年金ほっとキャラバン」に関する共同事業の実施
- ・厚生労働大臣への意見具申

Ⅱ. 自然災害に対する支援活動等

各地で発生する自然災害に対し、被災状況を踏まえ、都度、様々な支援活動に取り組んでいる。 また、2021年1月に、新たにリスクマネジメント委員会を設置し、自然災害を含む事業運営上の 様々なリスクについてアセスメントを行い、事業継続計画(BCP)の策定を含めた対策の検討を行 うなどの取り組みに着手している。

第2章

社会保険労務士について

- 1 社会保険労務士制度の沿革(概要)
- 2 登録状況
- 3 紛争解決手続代理業務試験の状況
- 4 社会保険労務士試験の状況

社会保険労務士制度の沿革(概要)

I. 社会保険労務士とは

社会保険労務士は、昭和43年6月3日に制定公布され、同年12月2日に施行された社会保険 労務士法に基づく国家資格者である。

社会保険労務士制度は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事 業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とするものであり、社会保険労務十 は、労働基準法、雇用保険法、健康保険法、国民年金法など、国民の生活と企業の事業運営に密 接に関わる労働社会保険諸法令に精通した身近な専門家として、全国約44,000人が活躍している。

Ⅱ、社会保険労務士制度の誕生

■ 戦後の産業・経済の著しい発展による社会的ニーズの向上

戦後の復興期に合わせて日本の雇用・労働体制が確立されるとともに、社会保障制度の整備が 急ピッチで進められた。これに伴い、多様化した中小企業の労務管理への対応及び社会保険に関 する事務処理に専門的な知識・経験が必要とされるようになり、これらの事務を専門的に行う職 業として誕生した。

■ 団体設立に向けた機運の高まり

一方で、これらの代行業務を請け負うにあたって著しく高額な報酬を求めたり、あるいは労働 争議に不当に介入する者が現れ、「業界団体を結成し、自主的な規律の確立と資質の向上を図るべ き」という機運が高まるようになった。こうした流れを受け、「労務管理士」、「社会保険士」が誕 生した。

■ 社会保険労務士法の制定

その後、「労務管理士」と「社会保険士」は広く認知され、社会における重要度も増していくこ とになった。そのような動きを受け、両制度を併せて法制化する動きが活発となり、昭和43年6 月3日に「社会保険労務士法」が公布され、同年12月2日に施行された。

■「都道府県社会保険労務士会」・「全国社会保険労務士会連合会」の設置

法制定当時は、(社)日本労務管理士協会、(社)日本社会保険士会を中心に、複数の団体が併 存していたが、昭和 53 年 5 月、第 1 次社労士法改正が行われ、法定団体として、都道府県ごとの 「社会保険労務士会」が設置されるとともに、連合組織として「全国社会保険労務士会連合会」が 設置された。

Ⅲ. 社会保険労務士法改正の経緯

社会保険労務士法は、昭和 53 年の第1次法改正、昭和 56 年の第2次法改正、昭和 61 年の第3 次法改正、平成 5 年の第 4 次法改正、平成 10 年の第 5 次法改正、平成 14 年の第 6 次法改正、平 成 17年の第7次法改正及び平成 26年の第8次法改正を経て、今日に至っている。

IV. これまでの社会保険労務士法改正の概要

	第 1 次法改正	
昭和 53 年 5 月 20 日公布 昭和 53 年 9 月 1 日施行	・提出代行業務の追加・社労士会の設立等・連合会の設立等・社労士会及び連合会の行政機関への協力	ל
	第 2 次法改正	
昭和 56 年 6 月 2 日公布 昭和 57 年 4 月 1 日施行	・社労士の職責の明確化・提出代行事務の範囲の拡大・申請等に関する付記の制度の新設・社労士となる資格の要件の整備	・団体登録制への移行・懲戒、罰則規定等の整備・社労士会及び連合会の事務の範囲の拡大等
	第3次法改正	
昭和 61 年 5 月 23 日公布 昭和 61 年 10 月 1 日施行	・事務代理の新設・勤務社労士に関する規定の整備・研修受講等の努力義務化	
	第 4 次法改正	
平成5年6月14日公布 平成6年4月1日施行	・職務内容の明確化 ・登録即入会制への移行	
	第 5 次法改正	
平成 10 年 5 月 6 日公布 平成 10 年 10 月 1 日施行	・社会保険労務士試験の試験事務の連合会 ・事務代理等の範囲の拡大等	会への委託等
	第6次法改正	
平成 14年 11月 27日公布 平成 15年 4月 1日施行	・あっせん代理業務の追加等・社労士試験の受験資格の緩和・登録事項の整備等・懲戒事由の通知に関する規定の追加等	・社労士の権利及び義務に関する規定の整備・社労士法人制度の創設・社労士会及び連合会の会則の記載事項の整備・法人制度設立に伴う罰則の整備
	第 7 次法改正	
平成 17 年 6 月 17 日公布 平成 18 年 3 月 1 日及び 平成 19 年 4 月 1 日施行	・紛争解決手続代理業務の拡大 ・紛争解決手続代理業務に係る研修及び記 ・労働争議不介入規定(法第23条)の削 ・社労士法人に関する規定の整備	
	第8次法改正	
平成 26 年 11 月 21 日公布 平成 27 年 4 月 1 日及び 平成 28 年 1 月 1 日施行	・個別労働関係紛争に関する民間紛争解決 ・補佐人制度の創設 ・社員が1人の社労士法人の設立に関する	手続における紛争の目的の価額の上限額の引き上げ る規定の整備

登録状況

I. 社会保険労務士の登録者数の推移

1990年3月31日現在17,433人であった社労士の登録者数は、毎年確実に増加しており、2021 年3月31日現在の登録者数は、43,474人である。

2007年度からは新たに「特定社会保険労務士」の制度が設けられ、こちらも毎年確実に増加し ており、2021年3月31日現在の登録者数は、13,683人である。

また、2002年の社労士法改正により、2003年から社労士法人の設立が認められ、さらに2014 年の同法改正により 2016 年から社員が 1 人の社労士法人の設立が認められた。2021 年 3 月 31 日 現在の会員数は 2,120 (うち、社員が 1人の社労士法人は 895) となっている。

年度末登録者数の推移

(単位:人)

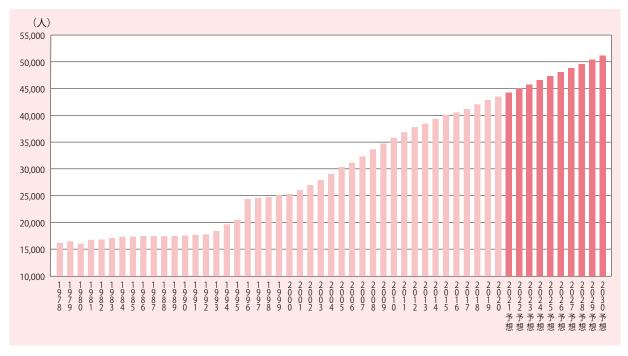
年度末法人会員数の推移

年 度	開業	法人の社員	勤務等	合 計	前年度比
2010	21,527	891	13,383	35,801	1,069
2010	(6,561)	(326)	(1,622)	(8,509)	(985)
2011	21,983	984	13,883	36,850	1,049
2011	(7,029)	(394)	(1,813)	(9,236)	(727)
2012	22,469	1,086	14,229	37,784	934
2012	(7,605)	(446)	(2,040)	(10,091)	(855)
2013	22,815	1,211	14,419	38,445	661
2013	(7,980)	(529)	(2,244)	(10,753)	(662)
2014	23,241	1,359	14,731	39,331	886
2014	(8,352)	(607)	(2,422)	(11,381)	(628)
2015	23,480	1,648	14,982	40,110	779
2015	(8,552)	(759)	(2,575)	(11,886)	(505)
2016	23,573	1,955	15,007	40,535	425
2010	(8,732)	(908)	(2,705)	(12,345)	(459)
2017	23,725	2,241	15,221	41,187	652
2017	(8,909)	(1,153)	(2,739)	(12,801)	(456)
2018	23,962	2,491	15,603	42,056	869
2010	(9,007)	(1,276)	(2,836)	(13,119)	(318)
2010	24,158	2,759	15,790	42,887	831
2019	(9,116)	(1,401)	(2,930)	(13,447)	(328)
2020	24,423	2,992	16,059	43,474	587
2020	(9,180)	(1,526)	(2,977)	(13,683)	(236)

年 度	入会会員数	解散・廃止	法人会員数				
			48	39			
2010	95	16	主たる事務所 380	従たる事務所 109			
2011	71	10	54	12			
2011	/1	18	主たる事務所 417	従たる事務所 125			
2012	0.5	20	59	99			
2012	95	38	主たる事務所 476	従たる事務所 123			
2012	70	4.0	66	50			
2013	73	12	主たる事務所 520	従たる事務所 140			
			75	52			
2014	115	23	主たる事務所 584	従たる事務所 168			
2015	220	40	960				
2015	220	12	主たる事務所 762	従たる事務所 198			
			1,2	226			
2016	284	18	主たる事務所 991	従たる事務所 235			
			14	71			
2017	277	32	主たる事務所 1,212	従たる事務所 259			
2010	266	20	1,7	'08			
2018	266	29	主たる事務所 1,411	従たる事務所 297			
2010	260	2.4	1,9	34			
2019	260	34	主たる事務所 1,598	従たる事務所 336			
2020	2020		2,1	20			
2020	244	58	主たる事務所 1,766	従たる事務所 354			

^{※()}内は特定社会保険労務士数

年度末登録者数の推移(グラフ)



Ⅱ. 社会保険労務士の年齢別・男女別構成

2021年3月31日現在の登録者の年齢別構成は、20歳代(0.4%)、30歳代(7.6%)、40歳代 (28.8%)、50 歳代(27.3%)、60 歳代(21.0%)、70 歳代(11.2%)、80 歳代(3.3%)、90 歳代以 上(0.4%)となっており、40歳代の割合が最も多く、50歳代、60歳代と続いている。平均年齢 は 55.6 歳、最年少は 23 歳、最年長が 100 歳となっている。

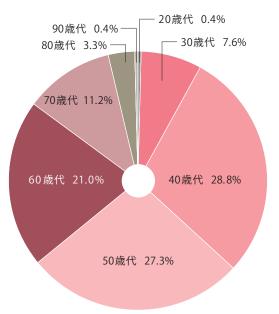
また、2021年3月31日現在の男女別構成は、男性が68.3%、女性が31.7%となっている。

各年度末における登録者の男女比の推移

年 度	登録者数	男]性	\$	7性
2010	35,801	26,312	(73.5%)	9,489	(26.5%)
2011	36,850	26,863	(72.9%)	9,987	(27.1%)
2012	37,784	27,401	(72.5%)	10,383	(27.5%)
2013	38,445	27,655	(71.9%)	10,790	(28.1%)
2014	39,331	28,056	(71.3%)	11,275	(28.7%)
2015	40,110	28,337	(70.6%)	11,773	(29.4%)
2016	40,535	28,562	(70.5%)	11,973	(29.5%)
2017	41,187	28,790	(69.9%)	12,397	(30.1%)
2018	42,056	29,146	(69.3%)	12,910	(30.7%)
2019	42,887	29,473	(68.7%)	13,414	(31.3%)
2020	43,474	29,693	(68.3%)	13,781	(31.7%)

※ ()内は登録者に占める割合を表わす。

年齢別構成



(平均年齢 55.6 歳)

個人会員数推移(2011-2015)

(単位:人)

一回ノ	\z	会員数	扩 色作多((2011-	-2015)								(単位:人)			
				2011			2012			2013			2014			2015	
			開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計
1	北	海道	832	280	1,112	855	274	1,129	866	281	1,147	903	291	1,194	914	298	1,212
2	青	森	160	38	198	160	42	202	159	41	200	164	39	203	158	40	198
3	岩	手	129	44	173	128	42	170	132	43	175	134	46	180	131	49	180
4	宮	城	325	135	460	331	149	480	347	156	503	362	156	518	374	156	530
5	秋	田	128	41	169	129	40	169	129	38	167	135	37	172	137	34	171
6	山	形	143	47	190	148	45	193	155	45	200	161	48	209	170	48	218
7	福	島	233	53	286	245	54	299	255	54	309	260	50	310	265	51	316
8	茨	城	351	105	456	353	106	459	358	109	467	360	116	476	383	107	490
9	栃	木	272	51	323	283	58	341	281	59	340	287	54	341	291	57	348
10	群	馬	345	205	550	346	210	556	352	212	564	354	219	573	366	219	585
11	埼	玉	1,229	563	1,792	1,260	550	1,810	1,277	540	1,817	1,290	557	1,847	1,310	557	1,867
12	Ŧ	葉	965	393	1,358	975	419	1,394	998	418	1,416	1,003	434	1,437	1,028	423	1,451
13	東	京	4,031	4,742	8,773	4,175	4,875	9,050	4,278	4,938	9,216	4,431	5,060	9,491	4,534	5,218	9,752
14	神	奈川	1,502	805	2,307	1,543	831	2,374	1,568	871	2,439	1,594	901	2,495	1,644	879	2,523
15	新	í 潟	365	163	528	368	170	538	369	165	534	375	156	531	374	150	524
16	富	· 山	163	99	262	169	97	266	172	101	273	180	94	274	185	99	284
17	石	i JII	201	97	298	203	98	301	210	98	308	216	96	312	216	101	317
18	福	#	181	62	243	183	62	245	190	67	257	189	68	257	188	72	260
19	Щ	1 梨	132	32	164	141	28	169	145	28	173	145	29	174	146	32	178
20	長	野	412	202	614	419	202	621	424	189	613	428	192	620	428	202	630
21	岐	草	326	201	527	340	204	544	356	200	556	363	208	571	367	209	576
22	静	田	667	296	963	669	297	966	687	296	983	706	301	1,007	702	316	1,018
23	愛	知	1,472	816	2,288	1,519	841	2,360	1,554	839	2,393	1,590	866	2,456	1,634	877	2,511
24	Ξ	重	241	130	371	254	117	371	266	116	382	266	125	391	272	129	401
25	滋	賀	214	126	340	219	129	348	223	140	363	229	141	370	229	133	362
26	京	都	617	212	829	620	221	841	612	238	850	616	245	861	626	251	877
27	大	阪	1,998	1,743	3,741	2,060	1,794	3,854	2,090	1,803	3,893	2,152	1,807	3,959	2,227	1,826	4,053
28	兵	庫	1,051	456	1,507	1,074	485	1,559	1,081	502	1,583	1,093	525	1,618	1,115	513	1,628
29	奈	良	220	79	299	224	89	313	237	91	328	234	93	327	230	97	327
30	和	歌山	179	69	248	179	74	253	183	70	253	184	69	253	184	69	253
31	鳥	取	86	37	123	87	45	132	90	47	137	90	42	132	89	41	130
32	島	根	86	44	130	90	41	131	88	39	127	90	39	129	96	37	133
33	畄		267	182	449	279	182	461	294	177	471	305	173	478	316	174	490
34	広		616	140	756	627	147	774	636	156	792	649	143	792	661	140	801
35	Щ		195	88	283	199	82	281	197	88	285	205	81	286	207	89	296
36	徳		120	37	157	123	37	160	119	41	160	118	48	166	125	48	173
37	香		208	72	280	211	76	287	213	65	278	212	74	286	207	76	283
38	愛		258	79	337	261	74	335	269	64	333	268	70	338	283	70	353
39	高		104	61	165	102	62	164	105	66	171	107	66	173	109	66	175
40	福		805	433	1,238	850	441	1,291	883	477	1,360	933	485	1,418	967	498	1,465
41	佐		99	43	142	97	40	137	103	34	137	102	35	137	103	36	139
42	長		100	61	161	101	60	161	98	57	155	100	62	162	104	68	172
43	熊		286	88	374	290	90	380	295	95	390	296	109	405	298	129	427
44		分	175	57	232	171	61	232	177	66	243	180	66	246	178	73	251
45	宮		151	40	191	155	47	202	157	48	205	164	55	219	168	57	225
46		児島	222	80	302	230	87	317	232	93	325	253	105	358	263	107	370
47		縄	105	56	161	110	54	164	116		174	124	55	179	126	61	187
合詞	+		22,967	13,883	36,850	23,555	14,229	37,784	24,026	14,419	38,445	24,600	14,731	39,331	25,128	14,982	40,110

[※]開業は法人の社員を含む。

個人会員数推移(2016-2020)

(単位:人)

		~~~			2020	,											位:人)
				2016			2017		\	2018		>	2019			2020	
			開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計
1		海道	909	301	1,210	901	303	1,204	916	332	1,248	923	336	1,259	932	353	1,28
2	青	森	158	40	198	162	45	207	164	46	210	161	49	210	165	38	20
3	岩		138	53	191	143	57	200	148	58	206	151	54	205	156	50	200
4	宮	城	376	158	534	380	159	539	382	166	548	393	171	564	410	169	579
5	秋		139	34	173	139	34	173	139	36	175	141	32	173	140	30	170
7	山福	形 島	171 257	42 59	213 316	176 270	48 57	224 327	182 276	47 57	229 333	179 284	46 49	333	184 286	43 52	338
8	茨		379	114	493	382	108	490	387	116	503	390	118	508	392	117	509
9	栃		289	57	346	290	62	352	286	65	351	289	61	350	297	59	356
10	群		363	222	585	376	210	586	387	199	586	386	197	583	388	194	582
11	埼		1,319	551	1,870	1,318	550	1,868	1,336	570	1,906	1,355	586	1,941	1,386	582	1,968
12	千		1,047	431	1,478	1,075	423	1,498	1,085	455	1,540	1,109	457	1,566	1,142	469	1,61
13	東		4,679	5,294	9,973	4,824	5,435	10,259	4,941	5,621	10,562	5,084	5,769	10,853	5,189	5,835	11,024
14		奈川	1,656	889	2,545	1,666	911	2,577	1,713	931	2,644	1,738	955	2,693	1,764	961	2,725
15	新		382	144	526	383	139	522	389	145	534	383	150	533	387	155	542
16	富		184	102	286	190	99	289	199	97	296	203	99	302	204	105	309
17	石		212	104	316	216	100	316	214	103	317	215	107	322	220	108	328
18	福	井	194	62	256	195	63	258	190	65	255	199	60	259	197	60	257
19	山		145	30	175	148	29	177	148	30	178	147	33	180	153	34	187
20	長	野	432	201	633	431	198	629	432	200	632	432	191	623	426	207	633
21	岐	阜	367	206	573	367	210	577	367	217	584	367	222	589	367	211	578
22	静	岡	710	311	1,021	712	314	1,026	722	305	1,027	738	310	1,048	743	309	1,052
23	愛	知	1,649	900	2,549	1,658	941	2,599	1,695	936	2,631	1,724	976	2,700	1,771	985	2,756
24	Ξ	重	273	135	408	281	135	416	281	137	418	294	137	431	294	137	431
25	滋	賀	239	128	367	247	114	361	256	116	372	260	121	381	266	115	381
26	京	都	625	255	880	633	250	883	633	252	885	657	254	911	679	246	925
27	大	阪	2,307	1,783	4,090	2,381	1,798	4,179	2,434	1,830	4,264	2,461	1,903	4,364	2,534	1,913	4,447
28	兵	庫	1,148	487	1,635	1,173	490	1,663	1,202	496	1,698	1,201	519	1,720	1,208	519	1,727
29	奈	良	223	92	315	224	91	315	225	95	320	236	98	334	231	104	335
30		歌山	180	71	251	182	70	252	186	64	250	190	62	252	192	61	253
31	鳥		97	36	133	106	31	137	109	28	137	104	35	139	102	35	137
32	島		92	37	129	92	34	126	91	35		93	38	131	96		138
33	岡		317	173	490	322	188	510	334	190	524	340	189	529	343	191	534
34	広		663	131	794	660	144	804	666	149	815	678	154	832	685	155	840
35	山		218	86	304	223	83	306	221	89	310	225	84	309	227	77	304
36	徳		132	45	177	135	45	180	136	48	184	138	46	184	141	45	186
37	香		207	78	285	209	75	284	209	75	284	212	78	290	218		290
38	愛		288	71	359	289	75	364	288	75	363	291	69	360	288	74	362
39	高福		110 994	506	178 1,500	1,011	72 506	183	112	74 524		1,081	69 547	183	121	545	1,647
40	佐		102	30	1,500	1,011	35	1,517	1,047	33	1,5/1	1,081	33	1,028	1,102	34	1,647
41	長		102	65	170	108	66	171	108	67	176	113	65	181	123	65	188
43	熊		303	123	426	316	128	444	321	130		323	135	458	327	140	467
44	大		180	74	254	184	75	259	189	77	266	191	75	266	199	70	269
45	宮		170	55	234	170	49	219	185	44		188	46	234	184	47	23
46		児島	269	112	381	264	117	381	272	126	398	276	133	409	285	126	41
47			131	61	192	138	55	193	141	52	193	144	52	196	153	54	207
合計		गम्स	25,528		40,535	25,966		41,187	26,453	15,603			15,970	42,887	27,415		43,474
П	1		23,320	13,007	10,000	23,700	13,221	11,107	20,100	13,003	12,000	20,717	13,510	12,007	27,113	10,000	י/ד,כו

[※]開業は法人の社員を含む。

## 紛争解決手続代理業務試験の状況

#### I. 特別研修

第7次社労士法改正によって、新たに紛争解決手続代理業務を行うことができるようになった。 当該業務を行うには、それに必要な学識及び実務能力に関する研修である「特別研修」を修了し、 紛争解決手続代理業務試験に合格後、社労士の登録に付記を受けることが義務付けられた。

特別研修は、2006年度から47都道府県会において実施されている。中央発信講義、グループ研修、 ゼミナールの3つの方式で構成し、研修の総時間数は63.5時間とされた。

中央発信講義については、研修内容の理解度向上を図るために、2020年度からeラーニング方 式を導入し、受講者がいつでもどこでも何度でも講義を視聴できる環境を整備した。

#### 1. 中央発信講義(30.5 時間)

個別労働関係紛争に関する法令及び実務に関する研修として、憲法を基本とする法体系の中で、 個別労働関係法の制度及び理論を理解し、また、個別労働関係紛争解決手続代理業務における倫 理を確立するため、以下の科目について講義を行う。

①特定社会保険労務士の果たす役割と職責 ②専門家の責任と倫理 ③憲法(基本的人権に係 るもの) ④民法(契約法、不法行為法の基本法則に係るもの) ⑤労使関係法 ⑥労働契約・労 働条件 ⑦個別労働関係法制に関する専門知識 ⑧個別労働関係紛争解決制度

#### 2. グループ研修(18時間)

個別労働関係紛争における書面(申請書及び答弁書)の作成に関する研修として、特定社会保 険労務士がリーダーとなり、受講者が 10 人程度のグループを構成して行う研修。ゼミナールで行 うケース・スタディーを中心に、申請書及び答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術及び代理 人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行う。

#### 3. ゼミナール(15時間)

代理業務を行う上での実践的な能力を涵養することを目的として、個別労働関係紛争の解決の ための手続に関する研修を行う。ケース・スタディーを中心に申請書及び答弁書の検討、争点整理、 和解交渉の技術及び代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れる。

#### 受講者数等の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
受講者数	1,151 人	1,063 人	857人	838人	881人	686 人	602人	672 人	649 人	649 人
修了者数	1,123 人	1,032 人	837人	824 人	855 人	662人	585 人	649 人	624 人	570人
修了率	97.57%	97.08%	97.67%	98.33%	97.05%	96.50%	97.18%	96.58%	96.15%	87.83%

#### Ⅱ. 紛争解決手続代理業務試験

紛争解決手続代理業務試験は、社労士法(昭和 43 年法律第89号)第13条の3第1項の規定に基づ いて実施されるものである。2006年度に年2回試験を実施した以外は、年1回の実施であり、2020年 度までの総受験者数は、26,172人、総合格者数は、17,168人、平均合格率は65.60%となっている。

#### 1. 受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

紛争解決手続代理業務試験の受験資格は、社労士であり、かつ、連合会が実施する特別研修の 修了者(修了見込者を含む)であるため、年度による受験申込者数の大幅な増減は見られないが、 2017 年度以降は概ね 900 人台で推移している。試験地については、北海道、宮城県、埼玉県、千 葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県の12 試験地で実施 してきたが、受験申込者数が安定してきたこともあり、平成28年度から試験地を7か所に統合し、 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県とした。

なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛等により、受験申込者数は 916 名、受験者数は 850 名となったところである。

#### 受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
受験申込者数	1,707 人	1,458 人	1,299 人	1,164 人	1,211 人	1,060 人	932人	959 人	935 人	916人
受験者数	1,675 人	1,428 人	1,270 人	1,139人	1,175 人	1,019人	890人	911人	905人	850 人
合格者数	1,145 人	861人	837人	710人	656 人	647 人	510人	567人	490人	526人
合格率	68.36%	60.29%	65.91%	62.34%	55.83%	63.49%	57.30%	62.24%	54.14%	61.88%

#### 2. 合格者の年齢別構成、男女比構成の推移

合格者の年齢別構成について、2019年度以前は、30歳代、40歳代が全体の60%強を占めてい る状況にあったが、2002年度においては前年比8%程度減少し、その分50歳代が増加している。 また、合格者の男女比については、過去 10 年において概ね男性が約 60%、女性が 40%となって いるが、近年は女性合格者の割合が増加傾向にある。

#### 合格者の年齢別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
20歳代	2.6%	2.7%	2.0%	2.7%	1.8%	1.8%	2.5%	1.6%	1.6%	1.3%
30歳代	31.9%	28.8%	28.3%	28.7%	26.8%	24.4%	20.6%	21.5%	24.1%	15.4%
40歳代	32.4%	31.8%	35.0%	32.3%	33.1%	42.2%	37.5%	39.2%	40.8%	41.3%
50歳代	19.2%	21.4%	20.8%	22.8%	23.5%	20.6%	24.7%	25.4%	19.8%	28.5%
60 歳以上	13.9%	15.3%	13.9%	13.5%	14.8%	11.0%	14.7%	12.3%	13.7%	13.5%

#### 合格者の男女別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
男	65.1%	67.7%	67.6%	67.0%	66.3%	59.7%	64.3%	62.8%	59.6%	58.4%
女	34.9%	32.3%	32.4%	33.0%	33.7%	40.3%	35.7%	37.2%	40.4%	41.6%

## 社会保険労務士試験の状況

#### I. 社会保険労務士試験の実施

連合会は、2000年度社会保険労務士試験(以下「社労士試験」という。)から厚生労働省の委 託を受け、社労士試験事務(合否判定に係る事務を除く。)を行っている。主な試験事務は、試験 会場の決定、受験案内の作製・配布、受験申込書の受付、受験票の交付、試験当日の会場運営、 合格証書の交付など広範囲にわたる。

また、2000 年度の受託当時は、北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県 の 18 試験地での実施であったが、受験者の増加に伴い、2002 年度社労士試験から岡山県を試験 地に加え19試験地として実施している。

#### Ⅱ. 受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

2000 年度、受託して最初の年の受験申込者数は、50,689 人であった。その後、毎年増加を続け、 2010 年度には過去最高となる 70,648 人の受験申込みがあった。

しかし、2010 年度をピークにその後減少傾向が続き、2016 年度は 51,953 人、2017 年度には 5万人を割り 49,902 人となり、その後、2020 年度までほぼ横ばい状態であったが、2021 年度は 50,433 人となり、再び5万人台に回復している。

受験者数も 2010 年度に過去最高の 55,445 人をピークに減少傾向となり、特に 2020 年度は新 型コロナウイルス感染症の影響による自粛等により、大きく減少している。2021年度は2020年 度と同様にコロナ禍の中での実施ではあったが、受験者数は増加している。

合格率は、2010 年度から 2014 年度は 5 ~ 9 %台で推移していたが、2015 年度は、2.6%とな り過去最も低い合格率となった。2017 年度以降は、6~7%台で推移している。

平野中27 老粉	四段之粉	合格者数の推移
安静中1人石数.	安姆石祭.	言·格石郑(J)推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
受験申込者数	67,662 人	66,782 人	63,640 人	57,199 人	52,612 人	51,953 人	49,902 人	49,582 人	49,570 人	49,250 人	50,433 人
受験者数	53,392 人	51,960 人	49,292 人	44,546 人	40,712 人	39,972 人	38,685 人	38,427 人	38,428 人	34,845 人	37,306 人
合格者数	3,855 人	3,650 人	2,666 人	4,156 人	1,051 人	1,770 人	2,613 人	2,413 人	2,525 人	2,237 人	2,937 人
合格率	7.2%	7.0%	5.4%	9.3%	2.6%	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%

#### Ⅲ. 合格者の年齢別構成

合格者の年齢別構成については、直近において30歳代、40歳代が全体の6割を占めている。 20 歳代は、2010 年度の 15.6%をピークに微減し、2021 年度は 12.8%となった。一方、50 歳代は、 2010年度以降微増し、2021年度は16.9%となった。

#### 合格者の年齢別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
20歳代	13.2%	12.1%	11.8%	11.1%	9.6%	9.1%	10.0%	9.2%	8.2%	12.3%	12.8%
30歳代	40.2%	41.5%	40.7%	35.8%	32.5%	31.4%	30.7%	29.5%	33.1%	30.1%	35.6%
40歳代	24.1%	26.8%	28.5%	28.5%	30.9%	32.3%	31.2%	32.8%	31.5%	30.1%	28.5%
50歳代	15.8%	14.0%	13.3%	17.9%	18.0%	18.8%	19.6%	19.2%	18.8%	18.7%	16.9%
60 歳以上	6.8%	5.6%	5.7%	6.7%	9.0%	8.4%	8.5%	9.3%	8.4%	8.8%	6.2%
最年少者	20 歳	20 歳	19 歳	20 歳	21 歳	20 歳	17 歳	20 歳	20 歳	20 歳	20 歳
最高齢者	76 歳	77 歳	76 歳	79 歳	77 歳	79 歳	74 歳	84 歳	75 歳	78 歳	73 歳

#### Ⅳ. 合格者の職業別構成

合格者の職業別構成については、会社員が半数以上を占めている。直近では、会社員のほか、 公務員、団体の職員、自営業、役員が大半を占めている。一方、学生の割合が比較的少ないのは、 受験資格を満たす要件が限定的であり、卒業後の方が受験資格を満たしやすいことが要因の一つ として考えられる。

#### 合格者の職業別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
会社員	51.3%	53.0%	53.3%	55.3%	51.3%	54.9%	59.1%	57.4%	58.9%	58.4%	60.4%
公務員	7.9%	6.4%	5.4%	6.8%	8.5%	6.6%	5.9%	6.2%	7.7%	8.1%	7.8%
団体の職員	5.5%	4.1% %	4.6%	4.4%	4.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.2%	4.0%	5.6%
自営業	3.0%	3.6%	3.5%	3.8%	4.4%	4.5%	5.8%	5.2%	4.3%	4.8%	4.2%
役員	1.9%	1.9%	2.0%	2.4%	2.6%	2.1%	2.4%	3.1%	3.1%	3.0%	3.4%
学生	1.0%	0.8%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.1%
その他	29.5%	30.2%	30.6%	26.6%	27.9%	26.0%	21.1%	22.3%	20.3%	20.7%	17.5%

#### Ⅴ. 合格者の男女別構成

合格者の男女別構成について、男女の割合は概ね男性6割、女性4割で推移しており、他の士 業と比べて女性の割合が大きい点が特徴的であると考えられる。

#### 合格者の男女別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
男	68.3%	65.2%	64.3%	64.3%	67.2%	66.1%	63.8%	65.1%	64.3%	64.0%	61.7%
女	31.7%	34.8%	35.7%	35.7%	32.8%	33.9%	36.2%	34.9%	35.7%	36.0%	38.3%

# 第3章

## 組織·財政等

- 1 連合会の事業内容
- 2 都道府県会の事業内容
- 3 地域協議会
- 4 連合会の財政状況(公益事業)
- 5 懲戒

## 1 連合会の事業内容

全国社会保険労務士会連合会は、各都道府県の社会保険労務士会の連合組織で、厚生労働大臣の認可を受けた法定団体である。

#### I. 目的

社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、都道府県の社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行うことを目的としている。

#### Ⅱ. 組織概要

所在地:東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館

TEL: 03(6225)4864 (代) FAX: 03(6225)4865

#### Ⅲ. 事業内容

- 1. 社会保険労務士の品位を保持するため、社会保険労務士会及びその会員に対し、勧告または指導を行うこと。
- 2. 社会保険労務士の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと。
- 3. 社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと。
- 4. 社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
- 5. 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと。
- 6. 社会保険労務士法(以下「法」という。) 別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令に関する調査研究を行うこと。
- 7. 関係行政機関等に対する協力及び連絡を行うこと。
- 8. 会報の発行を行うこと。
- 9. 福利厚生に関すること。
- 10. 法の規定に基づく社会保険労務士試験の実施に関する事務を行うこと。
- 11. 法の規定に基づく紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行うこと。
- 12. 法の規定に基づく試験免除等の講習を行うこと。
- 13. 資格審査会の設置及び運営を行うこと。
- 14. 社会保険労務士の電子申請に関する業務を行うこと。
- 15. 認証個別労働関係紛争解決手続の業務を行うこと。
- 16. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 都道府県会の事業内容

都道府県会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指 導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、次に掲げる事業を行うこととしている。

- ・会員の品位を保持するため、会員の指導及び連絡を行うこと。
- ・会員の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと。
- ・社会保険労務十の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
- ・社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと。
- ・社会保険労務士法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令に関する調査研究を行うこと。
- ・連合会が行う社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと。
- ・連合会が行う社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務に協力を 行うこと。
- ・会報の発行を行うこと。
- ・業務関係図書及び資料の斡旋並びに頒布を行うこと。
- ・関係行政機関等に対する協力及び連絡を行うこと。
- ・会員の福利厚生に関する施策を行うこと。
- ・認証個別労働関係紛争解決手続の業務を行うこと。
- ・その他都道府県会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

#### 地域協議会 3

地域協議会は、連合会会則第62条に基づき、研修及び社会保険労務士会相互の地域的連絡調整 を行うことを目的とし設置されており、連合会会則施行細則第20条により、次表の地域とし、そ の地域に所属する社会保険労務士会により組織されている。

地域区分	所属社会保険労務士会							
北海道・東北地域	比海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島							
関東・甲信越地域	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野							
中部地域	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重							
近畿地域	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山							
中国・四国地域	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知							
九州・沖縄地域	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄							

## 連合会の財政状況(公益事業)

連合会の収入は、会費、納付金、手数料、寄付金、事業に伴う収入、資産から生ずる収入及 びその他の収入(連合会会則第51条)によるものとされており、直近数年間をみると、概ね 10億円超の収入を計上しており、そのうちの約65%を会費収入が占めている。また、登録者数 は増加傾向にあり、直近数年間、対前年度比2~3%程度増加している状況にある。一方で支出 に関しては、事業費支出が最も多く、支出全体の約55%を占めている。

なお、2020年度における次期繰越収支差額は、約10億円を有しており、財政状況は健全に推 移している。

収入の部 (単位:円)

勘定科目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
1. 会費収入	655,939,600	681,246,380	699,045,920	713,149,543	732,532,855
2. 手数料収入	102,198,150	110,589,605	83,609,480	90,732,791	93,801,712
3. 事業収入	274,129,502	267,936,681	251,165,205	302,599,612	203,314,998
4. その他の収	6,024,328	134,549,765	2,445,812	2,306,414	4,684,411
当期収入合計	1,038,291,580	1,194,322,431	1,036,266,417	1,108,788,360	1,034,333,976
前期繰越収支差	618,415,287	606,953,512	649,192,182	693,664,873	761,191,295
収入合計	1,656,706,867	1,801,275,943	1,685,458,599	1,802,453,233	1,795,525,271

勘定科目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
1. 会費収入	750,003,200	766,160,200	783,103,900	802,800,800	821,396,700
2. 手数料収入	81,424,160	84,144,336	80,916,000	82,467,000	73,974,000
3. 事業収入	198,881,161	232,918,410	228,867,913	239,584,258	204,359,494
4. その他の収	10,934,888	3,684,427	320,152,714	56,427,074	146,682,916
当期収入合計	1,041,243,409	1,086,907,373	1,413,040,527	1,181,279,132	1,246,413,110
前期繰越収支差	721,693,684	734,490,941	827,101,532	1,004,654,706	1,140,113,078
収入合計	1,762,937,093	1,821,398,314	2,240,142,059	2,185,933,838	2,386,526,188

(単位:円)

### 支出の部

勘定科目	2011年度	2012 年度	2013年度	2014年度	2015年度
1. 事業費支出	589,711,981	698,736,102	553,772,107	590,458,528	597,934,652
2. 管理費	282,310,311	283,521,808	338,770,700	343,609,359	360,404,080
3. その他の支出	177,731,063	169,825,851	99,250,919	107,194,051	115,492,855
当期支出合計	1,049,753,355	1,152,083,761	991,793,726	1,041,261,938	1,073,831,587
当期収支差額	△ 11,461,775	42,238,670	44,472,691	67,526,422	△ 39,497,611
次期繰越収支差額	606,953,512	649,192,182	693,664,873	761,191,295	721,693,684

勘定科目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
1. 事業費支出	535,244,797	541,250,223	542,796,356	575,942,420	716,237,545
2. 管理費	369,453,544	353,258,480	344,565,454	368,221,976	298,020,183
3. その他の支出	123,747,811	99,788,079	348,125,543	101,656,364	343,329,677
当期支出合計	1,028,446,152	994,296,782	1,235,487,353	1,045,820,760	1,357,587,405
当期収支差額	12,797,257	92,610,591	177,553,174	135,458,372	△ 111,174,295
次期繰越収支差額	734,490,941	827,101,532	1,004,654,706	1,140,113,078	1,028,938,783

## 5 懲戒

#### I. 懲戒処分の意義

社労士は、労働社会保険諸法令に関する事務の専門家として、独占的にその業務を行う特別な立場を社労士法によって認められている。その反面、常に品位を保持し、公正な立場に立ってその業務を行うべき職責と同法及び労働社会保険諸法令を遵守すべき義務が課せられている。

社労士に対する懲戒処分は、社労士の業務の適正な実施を確保するため、上記の職責または義務に反する行為を行った者に対し、厚生労働大臣が行う監督上の行政処分である。

懲戒処分は、刑罰たる行政罰とはその目的を異にするから、もし一個の行為が懲戒処分及び行政罰の双方の要件に該当する場合には、懲戒処分と行政罰が併科されうることになる。したがって、懲戒に付されるべき事件について、刑事事件として裁判が継続中であっても、それとは別に懲戒処分を行うことは差し支えない。

また、懲戒処分は、社労士制度の信用を高め、秩序を維持するために行う行政処分であるから、 社労士が、業務上の過失により民事上の責任を負うことがあっても、それが直ちに懲戒処分の対 象になるとは限らない。

#### Ⅱ. 懲戒処分の種類

#### 1. 戒告

戒告は、職責または義務に反する行為を行った者に対し、本人の将来を戒める旨を申し渡す処分であり、懲戒処分としては最も軽微なものである。戒告を受けた社労士は、その業務の実施あるいはその資格について制約を受けることにならないので、引き続き業務を行うことはできるが、戒告処分を受けたという事実(懲戒処分が行われたときは公告される。)は、その者の信用を失墜させ、事実上業務遂行に支障を及ぼす結果になる。

#### 2.1年以内の社労士の業務の停止

社労士の業務を、1年以内の一定期間、停止することを命ずる処分である。停止期間を1年以内のどの程度のものにするかは、処分権者たる厚生労働大臣の裁量に委ねられている。

社労士の業務の停止処分を受けた者は、所定の期間、その業務を行うことができなくなるので、依頼者との間の受託契約を解除し(開業社労士に限る。)、社労士証票も返還しなければならない。しかし、業務の停止処分を受けても、社労士たる資格は失わないから、登録は抹消されない。

#### 3. 失格処分

失格処分とは、社労士の資格を失わせる処分をいい、懲戒処分として最も重いものである。失格処分を受けると、当該処分を受けた日から3年間は社労士となる資格を有しないので、その者の登録は抹消され、社労士会の会員たる資格を失うことになる。

#### 懲戒処分の流れ

## 懲戒の手続に付された場合



懲戒処分に係る聴聞



懲戒処分の通知



官報公告

#### 年度別懲戒処分件数一覧

(単位:件)

年度	戒告	1年以内の 業務停止	失格処分	合計	
2011	0	3	1	4	
2012	2	7	1	10	
2013	1	2	0	3	
2014	1	9	1	11	
2015	0	1	1	2	
2016	0	3	0	3	
2017	0	1	0	1	
2018	1	4	0	5	
2019	1	5	1	7	
2020	1	6	0	7	

# 第4章

## 関係資料等

- 1 直近のプレスリリース一覧
- 2 設置委員会・部会一覧(令和3・4年度)
- 3 都道府県社会保険労務士会一覧
- 4 街角の年金相談センター一覧
- 5 著作物

## 1 直近のプレスリリース一覧

件名	日付
新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う支援策	2020年4月22日
社労士による新型コロナウイルス感染症対応のための 労務管理・労働相談ダイヤルの設置期間を延長	2020年4月30日
観光関連事業者向け〜社労士による雇用調整助成金の解説動画配信〜	2020年5月1日
雇用調整助成金の活用を支援	2020年5月11日
雇用調整助成金の利用促進に向けた日本労働組合総連合会(連合)との協力について	2020年5月13日
コロナ禍における社労士 PR ショートムービーの公開について	2020年7月22日
全国社会保険労務士会連合会 主催 「~Beyond CORONA 働き方改革フォーラム~ 社労士と考えるコロナの向こうの新しい働き方」の開催	2020年10月6日
全国社会保険労務士会連合会 主催「外国人材雇用管理セミナー 〜社労士と目指す外国人材の活用と企業成長〜」の開催 及び「外国人材雇用に関する事例集」の公開	2020年12月2日
「〜Beyond CORONA 働き方改革フォーラム〜 社労士と考えるコロナの向こうの新しい働き方」のオンデマンド配信開始	2020年12月9日
失業なき労働移動実現に向けた産業雇用安定センターとの相互協力について	2021年2月16日
デジタル強靭化時代の人事労務戦略フォーラム開催!	2021年3月11日
外国人材雇用管理セミナーのオンデマンド配信を開始!	2021年3月18日

## 設置委員会・部会一覧(令和3・4年度)

令和3・4年度事業について、各事業の検討・実行機関となる委員会体制は以下のとおりである。

#### I. 基本的な施策、推進体制は継続

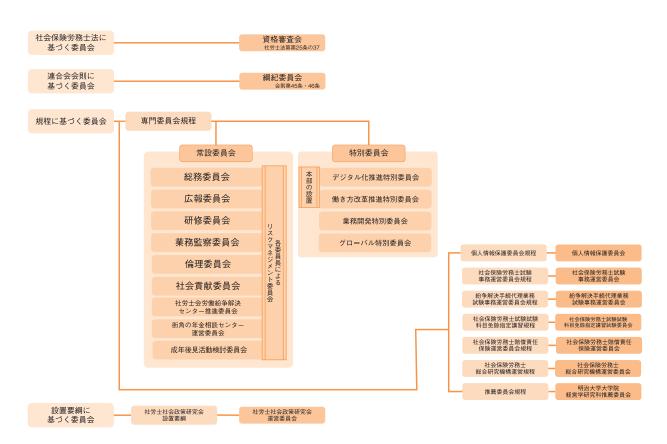
令和元・2年度は、コロナ禍の対応に関する事業を展開しつつ、感染対策という制約を受けながらもデジタ ル化推進、働き方改革推進支援をはじめとする重点事業を中心として各種事業を展開してきたところである。

今期においても基本的な施策、推進体制は継続する方針が示された。 これに伴い、前期に設置された「本部」、 「常設委員会」、「特別委員会」が今期も継続して設置されることとなった。

#### Ⅱ、デジタル化、働き方改革の推進体制を強化

特に、重点事業の柱となる「デジタル化推進事業」、「働き方改革推進支援事業」については、推進本部を正 副会長、各特別委員会委員長(必要に応じて同委員会部会の部会長)に加え、都道府県会会長、都道府県会が 選出する推進委員で構成することとした。これにより、全国規模での会員一丸となった活動を確立し、事業の 実行性を高めるほか、関連施策の情報共有及び活動方針の徹底、都道府県会との密接な連携を図るとともに、 当該推進委員が各都道府県会のけん引役となり、最重点事業の活性化を狙う。

#### 全国社会保険労務士会連合会 令和3・4年度 委員会体制 構成図



## 1. 本部

### デジタル化推進本部

#### 《所掌事項》

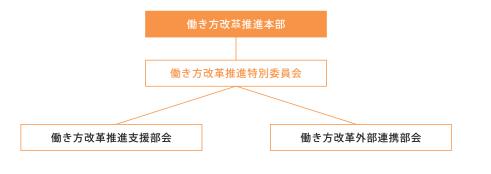
我が国の喫緊課題であるデジタル化に対応する社労士業界の施策の情報共有及び活動方針 の徹底並びに都道府県会との密接な連携による全国規模の取組みの推進



### 働き方改革推進本部

#### 《所掌事項》

働き方改革フェーズ2の動向に対応した社労士業界の施策の検討(具体的にはフォーラム 等の実施・政策提言等)及び都道府県会との密接な連携による全国規模の取組みの推進



## 大規模自然災害等対策本部

#### 《所掌事項》

事業計画における「災害対応に関する事業」として、地域的な風水害、地震災害をはじめ とする突発的な自然災害が発生した際に、被災地の状況を勘案のうえ、必要な対応を行うと ともに東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による被災地域の復興支援事業について 引き続き支援するための検討を行う。

## 2. 常設委員会

## 総務委員会

#### 《所掌事項》

- 1. 連合会会務における総務全般に関わる事項
- 2. 他の委員会に属さない案件に関わる事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. コロナ禍における通常総会の開催方法等、非常時の会議運営等に関する検討
- 2. 連合会事務局の組織関係規程、職務分掌・職務権限規程等の再整備に関する検討

## 広報委員会

#### 《所掌事項》

国民、社労士に向けた広報に関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. 刻々と変化する社会情勢に応じた対外的な広報事業に関する検討
- 2. 連合会及び都道府県会の取組みを会員に迅速に伝達するための広報事業に関する検討
- 3. 連合会・都道府県会間の一体化を図り、円滑に全国各地で広報活動を展開するための方 策に関する検討

#### 『月刊社労士』編集部会

#### 《所掌事項》

- 1. 『月刊社労士』の企画立案・編集に関する事項
- 2. 『月刊社労士』の発行に関する事項

### 研修委員会

#### 《所掌事項》

社労士の業務能力向上のための研修の企画立案に関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1.研修大綱、単位制度、新研修システム、コンテンツ整備等、社労士制度発展の礎となる研 修事業に関する検討
- 2. 年度ごとの研修計画に関する検討
- 3. 事務指定講習のデジタル化を含めた刷新に関する検討

## 業務監察委員会

#### 《所掌事項》

社労士法第26条、第27条に違反する業務侵害行為の防止に関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. 業務侵害行為を防止するための国民に向けた広報に関する検討
- 2. 業務侵害サイトの検索・監視等を行うシステムを活用した業務侵害の内容等の分析とそ の対応に関する検討
- 3. 業務侵害行為防止に対する都道府県会の対応に関する連合会の支援(告発対応支援等) に関する検討

### 倫理委員会

#### 《所掌事項》

新たな時代に求められる社労士の職業倫理に関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. 職業倫理上における問題の実態把握に関する検討
- 2. 職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信をなくすための情報発信に関する検討
- 3. 都道府県会との連携強化をはじめとする苦情処理対応等に関する検討

### 社会貢献委員会

#### 《所堂事項》

社労士による社会貢献事業の実態把握及び支援等のあり方に関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. 都道府県会による学校教育事業に関する活動状況の把握及び支援等のあり方に関する検討
- 2. 連合会、都道府県会、社労士による SDGs 普及促進に関する検討
- 3. 労働条件審査の実施状況の把握及び今後の方針・支援等のあり方に関する検討

## 社労士会労働紛争解決センター推進委員会

#### 《所掌事項》

社労士会労働紛争解決センターの利用促進に関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. 国民への解決センターの周知及び利用促進を図るための広報に関する検討(広報動画の 利用方法の検討)
- 2. 都道府県会の相談員や特定社労士のフォローアップのための研修に関する検討

## 街角の年金相談センター運営委員会

#### 《所掌事項》

街角の年金相談センターの運営及び都道府県会における年金相談窓口等の委託契約に関わ る事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. 街角センター令和4年度以降の契約に関する検討(複数年契約、人件費等の必要経費、 体制強化等)
- 2. 年金相談窓口等の運営業務に関する検討(契約単価、必要経費の引上げ、研修の充実等)

## 成年後見活動検討委員会

#### 《所堂事項》

成年後見人としての社労士の利用促進に関する検討

#### 《令和3・4年度の検討事項》

国民への成年後見人としての社労士の認知拡大及び利用促進を図るための都道府県会の活 動支援に関する検討

## 3. 特別委員会

## デジタル化推進特別委員会

#### 《所掌事項》

我が国社会の緊急課題であるデジタル化に対応する社労士業界の施策について所掌し、デ ジタル化推進本部のもとで、当該施策の情報共有及び活動方針の徹底を図るとともに、都道 府県会との密接な連携による全国規模の取組みを推進する。

#### 《令和3・4年度の検討事項》

デジタル化に対応する社労士業界の施策に関する検討

- ・デジタル・ガバメントへの対応
- ・情報セキュリティの確保
- ・社労士業務のデジタル化推進

#### デジタル・ガバメント対応部会

#### 《所掌事項》

政府のデジタル化に関する動向の注視及び対応の検討

#### 情報セキュリティ部会

#### 《所掌事項》

- 1. 情報セキュリティ対策強化の検討
- 2. SRPII 認証の取得促進に向けた検討
- 3. 国家資格等情報連携・活用システム(マイナンバー利活用) に関する検討

#### 社労士業務デジタル化推進部会

#### 《所掌事項》

- 1. 電子申請・マイナンバーカード利活用促進の検討
- 2. デジタル強靭化社会における新しい働き方の検討

## 働き方改革推進特別委員会

#### 《所掌事項》

兼業・副業、テレワーク、フリーランス等の多様な働き方を実現するため、働き方改革フェー ズ2の動向に対応した社労士業界の施策について所掌し、働き方改革における社労士の存在 意義を国民に定着させるとともに、フォーラム等の実施及び政策提言を行う等の活動を活性 化するため、都道府県会との密接な連携による全国規模の取組みを推進する働き方改革推進 本部のもとで、有識者及び関係団体との連携により今日的課題を常に把握するとともに総合 的な検討を行う。

#### 《令和3・4年度の検討事項》

働き方改革フェーズ2の動向に対応した社労士業界の施策の検討

- ・フォーラム等の実施や政策提言を行う
- ・その活動を活性化するため、都道府県会との密接な連携による全国規模の取組みの推進

#### 働き方改革推進支援部会

#### 《所掌事項》

各種施策の企画、政府の働き方改革に関する動向の注視及び対応の検討並びに政策提言

#### 働き方改革外部連携部会

#### 《所掌事項》

外部団体等と連携した働き方改革の推進

### 業務開発特別委員会

#### 《所掌事項》

これからの職域を意識した新しい社労士業務の開発に関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

- 1. 新たな診断ニーズの掘り起こしをはじめとした事業モデルの実践について
  - ・事業主に向けた広報
  - ・動線の核となる特設サイトのリニューアル
  - ・事業主向けセミナー
  - ・有識者を交えた「人を大切にする企業づくり」フォーラム
- 2. 中小企業団体、行政等と連携した、企業向けの広報に関する事項
  - ・団体や行政のニーズの把握と、診断を受けるメリットを伝え広める方策の検討
  - ・診断業務に係る企業と社労士のマッチングの仕組みづくり
- 3. 社労士診断認証制度の業種別診断項目に関する事項
  - ・企業のニーズに合わせた診断モデルの作成

#### 経営労務監査等推進部会

#### 《所掌事項》

「社労士診断認証制度」及び「経営労務監査」業務の普及・推進に関する事項

#### 保育労務監査委託事業運営部会

#### 《所掌事項》

企業主導型保育施設への労務監査事業の運営に関する事項

## グローバル特別委員会

#### 《所掌事項》

国際機関等との一層の連携強化及び社会保障制度全般における国際的な諸課題への取り組 みに関する事項

#### 《令和3・4年度の検討事項》

国際機関等との具体策を通じたアウトバウンドとインバウンドの双方の推進に関する検討・実施

- 1. 国際労務監査基準等の構築に関する事項
- 2. 外国人材受入れ支援に関する事項
- 3. 社労士制度の国際化推進に関する事項

#### 「ビジネスと人権」研修構築 PT

#### 《検討項目》

「ビジネスと人権」に関する研修制度の構築及び実施 (令和3年度初級編、令和4年度アドバンス編(仮称))

# 都道府県社会保険労務士会一覧

都道府県会		所在地	電話番号
北海道社会保険労務士会	<b>=</b> 064-0804		011-520-1951
青森県社会保険労務士会	<b>=</b> 030-0802		017-773-5179
岩手県社会保険労務士会	<b>∓</b> 020-0821		019-651-2373
宮城県社会保険労務士会	<b>=</b> 980-0014		022-223-0573
秋田県社会保険労務士会	<b>=</b> 010-0921	秋田市大町 3-2-44 大町ビル 3F	018-863-1777
山形県社会保険労務士会	<b>=</b> 990-0039	山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 8F	023-631-2959
福島県社会保険労務士会	₹ 960-8252	福島市御山字三本松 19-3 第 2 信夫プラザ 2F	024-535-4430
茨城県社会保険労務士会		水戸市河和田 1-2470-2 茨城県社会保険労務士会館	029-350-4864
栃木県社会保険労務士会	〒 320-0851	宇都宮市鶴田町 3492-46	028-647-2028
群馬県社会保険労務士会	<del>=</del> 371-0846	前橋市元総社町 528-9	027-253-5621
埼玉県社会保険労務士会	<b>∓</b> 330-0063	さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 7F	048-826-4864
千葉県社会保険労務士会	〒 260-0015	千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F	043-223-6002
東京都社会保険労務士会	〒 101-0062	千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F	03-5289-0751
神奈川県社会保険労務士会	<b>∓</b> 231-0016	横浜市中区真砂町 4-43 木下商事ビル 4F	045-640-0245
新潟県社会保険労務士会	<b>∓</b> 950-0087	新潟市中央区東大通 2-3-26 プレイス新潟 1F	025-250-7759
富山県社会保険労務士会	<b>=</b> 930-0018	富山市千歳町 1-6-18 河口ビル 2F	076-441-0432
石川県社会保険労務士会	<b>∓</b> 921-8002	金沢市玉鉾 2-502 エーブル金沢ビル 2F	076-291-5411
福井県社会保険労務士会	<b>∓</b> 910-0005	福井市大手 3-7-1 繊協ビル 7F	0776-21-8157
山梨県社会保険労務士会	〒 400-0805	甲府市酒折 1-1-11 日星ビル 2F	055-244-6064
長野県社会保険労務士会	〒 380-0935	長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル 3F	026-223-0811
岐阜県社会保険労務士会	〒 500-8382	岐阜市薮田東 2-11-11	058-272-2470
静岡県社会保険労務士会	〒 420-0833	静岡市葵区東鷹匠町 9-2	054-249-1100
愛知県社会保険労務士会	〒 456-0032	名古屋市熱田区三本松町 3-1	052-889-2800
三重県社会保険労務士会	〒 514-0002	津市島崎町 255	059-228-4994
滋賀県社会保険労務士会	〒 520-0806	大津市打出浜 2-1 「コラボしが 21」6F	077-526-3760
京都府社会保険労務士会	〒 602-0939	京都市上京区今出川通新町西入弁財天町 332	075-417-1881
大阪府社会保険労務士会	〒 530-0043	大阪市北区天満 2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188
兵庫県社会保険労務士会	〒 650-0011	神戸市中央区下山手通 7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864
奈良県社会保険労務士会	〒 630-8325	奈良市西木辻町 343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070
和歌山県社会保険労務士会	〒 640-8317	和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター 1F	073-425-6584
鳥取県社会保険労務士会	〒 680-0845	鳥取市富安 1-152 SG ビル 4F	0857-26-0835
島根県社会保険労務士会	〒 690-0886	松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 3F	0852-26-0402
岡山県社会保険労務士会	〒 700-0815	岡山市北区野田屋町 2-11-13 旧岡山あおば生命ビル 7 F	086-226-0164
広島県社会保険労務士会	〒 730-0015	広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル 5F	082-212-4481
山口県社会保険労務士会	〒 753-0074	山口市中央 4-5-16 山口県商工会館 2F	083-923-1720
徳島県社会保険労務士会	〒 770-0865	徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ)2F	088-654-7777
香川県社会保険労務士会	〒 760-0006	高松市亀岡町 1-60 エスアールビル 4F	087-862-1040
愛媛県社会保険労務士会	〒 790-0813	松山市萱町 4-6-3	089-907-4864
高知県社会保険労務士会	〒 781-8010	高知市桟橋通 2-8-20 モリタビル 2F	088-833-1151
福岡県社会保険労務士会	〒 812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-5-28 博多偕成ビル 3F301 号	092-414-8775
佐賀県社会保険労務士会	〒 840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-26-3946
長崎県社会保険労務士会	〒 850-0027	長崎市桶屋町 50-1 杉本ビル 3F B	095-821-4454
熊本県社会保険労務士会	〒 860-0041	熊本市中央区細工町 4-30-1 扇寿ビル 5F A	096-324-1124
大分県社会保険労務士会	〒 870-0021	大分市府内町 1-6-21 山王ファーストビル 3F	097-536-5437
宮崎県社会保険労務士会	〒 880-0878	宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル 1F	0985-20-8160
鹿児島県社会保険労務士会	〒 890-0056	鹿児島市下荒田 3-44-18 のせビル 2F	099-257-4827
沖縄県社会保険労務士会	〒 900-0016	那覇市前島 2-12-12 セントラルコーポ兼陽 205 号室	098-863-3180
全国社会保険労務士会連合会	〒 103-8346	中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館	03-6225-4864

# 4 街角の年金相談センター一覧

都道府県	 名称	管轄年金事務所		所在地	電話番号
北海道	札幌駅前	札幌西	060-0001	札幌市中央区北1条西2-1 札幌時計台ビル4階	011-221-2250
	麻生	札幌北	001-0038	札幌市北区北38条西4-1-8	011-708-7087
青森	青森 (オフィス)	青森	030-0802	青森市本町1-3-9 ニッセイ青森本町ビル10階	017-752-6600
岩手	盛岡(オフィス)	盛岡	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル4階	019-613-3270
宮城	仙台	仙台東	980-0803	仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階	022-262-5527
秋田	秋田(オフィス)	秋田	010-8506	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターALVE(アルヴェ)2階	018-893-6491
山形	酒田	鶴岡		酒田市中町2-5-19 酒田本町ビル1階	0234-22-4554
福島	福島	東北福島	960-8131	福島市北五老内町7-5 i・s・M37(イズム37)2階	024-531-3838
茨城	水戸	水戸北	310-0021	水戸市南町 3 – 4 – 1 0 水戸 FF センタービル 1 階	029-231-6541
	土浦	土浦	300-0037	土浦市桜町1-16-12 リーガル土浦ビル3階	029-825-2300
群馬	前橋	前橋	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階	027-265-0023
埼玉	大宮	大宮	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-287 大宮西口大栄ビル3階	048-647-6721
	ЛΙП	浦和	332-0012	川口市本町4-1-8 川口センタービル13階	048-227-3899
	川越 (オフィス)	川越	350-1123	川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル8階	049-291-2820
千葉	千葉	千葉	260-0027	千葉市中央区新田町4-22 サンライトビル1階	043-241-1165
	船橋	船橋	273-0005	船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階	047-424-7091
	柏	松戸	277-0005	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル1階	04-7160-3111
	市川(オフィス)	市川	272-0034	市川市市川1-7-6 愛愛ビル3階	047-329-3301
東京	新宿	新宿	160-0023	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階	03-3343-5171
	町田	八王子	194-0021	町田市中町1-2-4 日新町田ビル5階	042-720-2101
	立川	立川	190-0012	立川市曙町2-7-16 鈴春ビル6階	042-521-1652
	国分寺	立川	185-0021	国分寺市南町2-1-31 青木ビル2階	042-359-8451
	大森	大田	143-0023	大田区山王2-8-26 東辰ビル5階	03-3771-6621
	八王子(オフィス)	八王子	192-0081	八王子市横山町22-1 エフ・ティービル八王子3階	042-631-5370
	足立(オフィス)	足立	120-0005	足立区綾瀬2-24-1 ロイヤルアヤセ2階	03-5650-5200
	江戸川(オフィス)	江戸川	132-0024	江戸川区一之江8-14-1 交通会館一之江ビル3階	03-5663-7527
	練馬(オフィス)	練馬	178-0063	練馬区東大泉6-52-1 WICSビル1階	03-5947-5670
	武蔵野(オフィス)	武蔵野	180-0006	武蔵野市中町1-6-4 三鷹山田ビル3階	0422-50-0475
	江東(オフィス)	江東	136-0071	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル5階	03-5628-3681
神奈川	横浜	横浜中	220-0011	横浜市西区高島2-19-12 スカイビル18階	045-451-5712
	戸塚	横浜西	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町498-11 第5吉本ビル3階	045-861-7744
	溝ノ口	高津	213-0001	川崎市高津区溝口1-3-1 ノクティプラザ1 10階	044-850-2133
	相模大野	相模原	252-0303	相模原市南区相模大野3-8-1 小田急相模大野ステーションスクエア1階	042-701-8515
	藤沢(オフィス)	藤沢	251-0052	藤沢市藤沢496 藤沢森井ビル6階	0466-55-2280
	厚木(オフィス)	厚木	243-0018	厚木市中町 3 - 1 1 - 1 8 Flos 厚木 6 階	046-297-3481
	新横浜(オフィス)	港北	222-0033	横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル3階	045-620-9741
新潟	新潟	新潟西	950-0087	新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟6階	025-244-9246
富山	富山	富山	930-0010	富山市稲荷元町2-11-1 アピアショッピングセンター2階	076-444-1165
石川	金沢	金沢北	920-0804	金沢市鳴和1-17-30	076-253-2222
福井	福井(オフィス)	福井	910-0858	福井市手寄1-4-1 アオッサビル(AOSSA)2階	0776-26-6070
長野	長野	長野南	380-0935	長野市中御所45-1 山王ビル1階	026-226-8580
	上田(オフィス)	小諸	386-0025	上田市天神1-8-1 上田駅前ビルパレオ6階	0268-25-4425
岐阜	岐阜	岐阜北	500-8891	岐阜市香蘭2-23 オーキッドパーク西棟3階	058-254-8555
静岡	静岡	静岡	422-8067	静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡2階	054-288-1611
	沼津	沼津	410-0801	沼津市大手町3-8-23 ニッセイスタービル4階	055-954-1321
	浜松(オフィス)	浜松東	435-0044	浜松市東区西塚町200 サーラプラザ浜松5階	053-545-9961
愛知	名古屋	中村	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2階	052-453-0061
	千種	大曽根	461-0004	名古屋市東区葵3-15-31 千種ビル6階	052-931-4700

都道府県	名称	管轄年金事務所		所在地	電話番号
三重	津(オフィス)	津	514-0036	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル1階	059-264-7700
滋賀	草津	草津	525-0026	滋賀県草津市渋川1-1-50 近鉄百貨店 草津店 5階	077-564-4311
京都	宇治	京都南	611-0031	宇治市広野町西裏 5 4 - 2	0774-43-1511
	京都 (オフィス)	京都西	615-8073	京都市西京区桂野里町17番地 ミュー阪急桂 (EAST) 5階	075-382-2606
大阪	天王寺	天王寺	543-0054	大阪市天王寺区南河堀町10-17 天王寺北 NK ビル2階	06-6779-0651
	吹田	吹田	564-0082	吹田市片山町1-3-1 メロード吹田2番館10階	06-6369-4800
	堺東	堺東	590-0077	堺市堺区中瓦町1-1-21 堺東八幸ビル7階	072-238-7661
	枚方	枚方	573-0032	枚方市岡東町5-23 アーバンエース枚方ビル2階	072-843-6646
	城東	城東	536-0005	大阪市城東区中央1-8-24 東洋プラザ蒲生ビル1階	06-6930-5601
	東大阪	東大阪	577-0809	東大阪市永和1-18-12 NTT西日本東大阪ビル1階	06-6736-6571
	豊中	豊中	560-0021	豊中市本町1-1-3 豊中高架下店舗南ブロック1階	06-6844-8391
	なかもず	堺東	591-8025	堺市北区長曽根町130-23 堺商工会議所会館1階	072-258-4701
兵庫	北須磨	須磨	654-0154	神戸市須磨区中落合2-2-5 名谷センタービル7階	078-795-3455
	尼崎	尼崎	661-0012	尼崎市南塚口町2-1-2-208 塚口さんさんタウン2番館2階	06-6424-2884
	姫路	姫路	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオフィス姫路南1階	079-221-5127
	西宮(オフィス)	西宮	663-8035	西宮市北口町1-2 アクタ西宮東館1階	0798-61-3731
奈良	奈良	奈良	630-8115	奈良市大宮町4-281 新大宮センタービル1階	0742-36-6501
和歌山	和歌山(オフィス)	和歌山東	640-8331	和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル1階	073-424-5603
岡山	岡山	岡山西	700-0032	岡山市北区昭和町4-55	086-251-0052
広島	広島	広島東	730-0015	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル1階	082-227-1391
	福山	福山	720-0065	福山市東桜町1-21 エストパルク6階	084-926-7951
山口	防府	山口	747-0036	防府市戎町1-8-25 防府広総第3ビル3階	0835-25-7830
徳島	徳島(オフィス)	徳島北	770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル8階	088-657-3081
香川	高松(オフィス)	高松西	760-0028	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル5階	087-811-6020
愛媛	松山 (オフィス)	松山東	790-0005	松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階	089-931-6120
福岡	北九州	八幡	806-0036	北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラザI 1階	093-645-6200
佐賀	鳥栖 (オフィス)	佐賀	841-0052	鳥栖市宿町1118 鳥栖市役所東別館1階	0942-50-8151
長崎	長崎 (オフィス)	長崎南	852-8135	長崎市千歳町2番地6 いわさきビル5階	095-842-5121
熊本	熊本	熊本西	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル3階	096-206-2444
大分	中津(オフィス)	別府	871-0058	中津市豊田町14-3 中津市役所別棟2階	0979-64-7990
宮崎	宮崎(オフィス)	宮崎	880-0902	宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ2階	0985-63-1066
鹿児島	鹿児島 (オフィス)	鹿児島北	892-0825	鹿児島市大黒町2-11 南星いづろビル6階	099-295-3348

## 著作物

社労士の日常業務に役立てられる実務的な書籍について出版・頒布を行っている。 なお、一部書籍については、広く一般の利便に供することを目的として、全国の書店にて販売されている。

名	称
社会保険労務士法詳解	労働保険の実務相談
社会保険労務六法	社会保険の実務相談
社会保険労務ハンドブック	社会保険労務士手帳
労働基準法の実務相談	月刊社労士



〈社会保険労務士詳解〉



〈社会保険労務六法〉



〈社会保険労務ハンドブック〉



〈労働基準法の実務相談〉



〈労働保険の実務相談〉



〈社会保険の実務相談〉



〈社労士手帳〉



〈月刊社労士〉

# 社会保険労務士白書 2021年版

2021年12月2日発行

発行者/全国社会保険労務士会連合会 東京都中央区日本橋本石町 3 -2 -12 社会保険労務士会館

☎ 03 (6225) 4864 (代)